

ウェルフェア WELFARE

2021 Spring / No.10

勤労者福祉の向上をめざして

対談

あらためて問われる共感と連帯

～現代の危機をどう乗り越えるのか～

神津里季生理事長 × 山極壽一氏

特集

困難に直面した 『つながり』のゆくえ

飛沫を飛ばすな、波動を飛ばせ

東京大学社会科学研究所教授
玄田 有史

コロナ災害から立ち上がるために

特定非営利活動法人キッズドア理事長
渡辺 由美子

寒い冬を耐えたから、春がうれしいね

秋田県藤里町社会福祉協議会会長
菊池 まゆみ

災害時に大切にすべき3つの原則

弁護士
津久井 進

思わぬ形で在宅ケアに ～コロナ禍でのエピソードから

(株)ケアース代表取締役・白十字訪問看護ステーション統括所長
暮らしの保健室室長
認定NPO法人マギーズ東京共同代表理事・センター長
秋山 正子

より多様に、多彩につながり、未来をつくる

日本生活協同組合連合会 組織推進本部 社会・地域活動推進部
永井 雅子

ウェルフェア

WELFARE

勤労者福祉の向上をめざして

2021

Spring
No.10



Contents

巻頭理事長対談

あらためて問われる共感と連帯

～現代の危機をどう乗り越えるのか～

1

特集 困難に直面した『つながり』のゆくえ

飛沫を飛ばすな、波動を飛ばせ

東京大学社会科学研究所教授 玄田有史

8

コロナ災害から立ち上がるために

特定非営利活動法人キッズドア理事長 渡辺由美子

10

寒い冬を耐えたから、春がうれしいね

秋田県藤里町社会福祉協議会会長 菊池まゆみ

12

災害時に大切にすべき3つの原則

弁護士 津久井進

14

思わぬ形で在宅ケアに ～コロナ禍でのエピソードから

(株)ケアーズ代表取締役・白十字訪問看護ステーション統括所長／暮らしの保健室室長／
認定NPO 法人マギーズ東京共同代表理事・センター長 秋山正子

16

より多様に、多彩につながり、未来をつくる

日本生活協同組合連合会 組織推進本部 社会・地域活動推進部 永井雅子

18

活動報告

2019年度勤労者福祉研究会開催報告

「Better Life 研究会」を開催しています

20

全労済協会研究成果報告

「人生100年時代を見据えて生協共済に期待される役割」

36

2020年度下半期

全労済協会シンクタンク事業 主な活動のご報告

42

書籍紹介

奥田知志著

『「逃げおくれた」伴走者 一分断された社会で人とつながる』

44

組織紹介

公益財団法人 生協総合研究所

～生協のシンクタンクとして、協同組合の発展をめざす～
公益財団法人 生協総合研究所 事務局長 茂垣達也

45

既刊

「WELFARE」ご紹介

48

山極壽一

霊長類学者・人類学者

神津里季生

全労済協会 理事長



巻頭理事長対談

あらためて問われる**共感と連帯**

～現代の危機をどう乗り越えるのか～

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、人と人が繋がることの難しさを感じる日々が続いています。

また個々の分断が進み、他者に対する共感力が失われつつある現実もあります。

今号では、霊長類学者にして、ゴリラ研究の第一人者である前・京都大学総長の山極壽一先生をお招きし、今ある危機をどのように乗り越えていくべきか、共感と連帯の可能性について語っていただきました。

新型コロナウイルス感染症が奪った 共感し合う場

神津 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が進む中、私たちはさまざまな危機に直面しています。先生は、今回の感染症をどのように捉えられていますか？

山極 このウイルスは発症する前から感染させる力を持ち、移動することで感染を拡げます。グローバル化の中で私たちが加速させてきた人の動きに乗じて感染を拡げる、非常にしたたかなウイルスだと思います。

私たちは感染拡大防止のために密集、密接、密閉という3密を避けることを余儀なくされました。こうした行動変容は人間が社会をつくる上で大切な3つの自由を奪うことになりました。

3つの自由とは「動く自由」「集まる自由」「対話する自由」です。このうち対話する自由は、オンラインで保障されている気になっていますが、それは限られた対話でしかありません。社会をつくる上で重要なのは、他者と出会い、そこから気づきを得て、共



神津 里季生 (こうづりきお)

全労済協会理事長

東京都生まれ。1979年東京大学教養学部卒業。同年、新日本製鐵株式会社に入社。新日鐵労連会長、基幹労連中央執行委員長を経て、2013年連合事務局長、2015年10月から同会長、2017年より全労済協会理事長を兼務。

有しながら新しい発想を持つこと。その自由が奪われたのですから、問題は深刻です。

神津 労働組合や協同組合も、人と会って話すことを大切にしている、オンラインである程度カバーできても代替することはできないと考えています。

たとえばオンラインを活用した勉強会は、話に集中できて学習効果が上がります。しかし、何かに集中することで、他の何かを見落とすこともあります。労働組合では、「あの人は顔色が悪いな。元気がないな」という気づきをもとに問題を発掘し、課題解決にあたってきました。オンラインでの対話はそうした気づきを失わせてしまうのではないかと危惧しています。

山極 オンラインは言葉や文字による伝達であり、ロジックでしかない。人間が社会をつくる上で重要なのは“共感力”です。好きとか嫌いとかいう感情は、文字化もデジタル化もできません。議論をする場合も一つのストーリーを共有している感覚が大切で、複数の人が共通する目的に向かって議論しているという実感があるからこそ、自分の意見を主張するだけでなく、相手の意見を聞こうとするのです。そうした共感し合う風土があるからチームワークが生まれ、1人の力が2倍にも3倍にもなるのではないのでしょうか。

神津 共感するためには、直接会って、話し、互いを感じ取る場が必要だということですね。

山極 その通りです。共感するためには身体化したやり取りが必要です。食事、音楽、スポーツ、それらは、人が人と共感するための仕組みです。

神津 労働組合や協同組合は、産業革命の時代にイギリスのパブで生まれました。仕事帰りに一緒に飲んでいた仲間がケガや病気で休んだ際にお金を出し合ったことが始まりで、その後、よりよい品を安価な価格で共同購入する仕組みとしての生活協同組合、労働条件の改善を求める組織としての労働組合が誕生しました。

オンラインの良さは認めつつも、ワイワイガヤガヤ、互いに共感しながら助け合ってきた歴史を大切にしたいですね。

共感力を低下させてきた日本社会で 分断を一層加速させるコロナ

個人が分断され、サル化する人間 行き過ぎた利己主義が人間関係を希薄化

山極 サルと類人猿と人間とでは認知構造が異なります。サルは相手も自分も同じように認知していると考えており（レベル1）、類人猿は相手が自分と違う考えを持っていることを認知します（レベル2）。これに対して人間は、「相手は自分と違う考えを持っている」と思っている自分を、相手も認識していると考えることができ（レベル3）、さらに、AとBが認知レベル3の状況にあることをCが理解していると考えられることもできます（レベル4）。私たちが映画や演劇を観て他者と共感できるのは高い認知能力を持っているからで、認知レベルが低ければ共感力を高めることはできません。

実は今、人間はサルに近づきつつあります。サルは食べるときは分散し、仲間と距離をとります。

限られた食べ物を得るためには、仲間と鉢合わせしないことが大事で、万一仲間と出くわしてしまったら、弱いサルは強いサルに場所を譲ります。そして強いサルは食物を独占し、他のサルに分けることはありません。

コロナ以前から人間は、技術の進化にともなって食事の時間を短縮化してきました。効率的であることを優先するあまり、他者と会話しながら食事をするという人間的な行為を縮減し、食事によって育んできた共感能力や連帯能力を低下させてきたのです。自分だけの利益を求める社会、相手と自分のどちらが強いかわかただけで序列を決める弱肉強食の到来は、まさに人間がサル化していることを示しています。

神津 格差の拡大や、コロナ禍における人々の分断が顕著になっているのも、そうした共感力の低下、人

間のサル化がもたらしたといえるかもしれませんね。

山極 とりわけ戦後の日本社会は、自己実現、自己責任を言い過ぎたと思っています。他人に迷惑をかけるなければ何をやってもいいという考え方が蔓延し、個人がバラバラになりました。個人主義ならぬ利己主義が人間関係を希薄にし、共感力を低下させてきたのです。

人間は本来、社会関係資本が必要 依拠する場所＝アイデンティティの喪失

山極 人間は本来、頼ることのできる人間関係、「社会関係資本」が必要です。ゴリラは一般に、10～15頭くらいの集団が互いに同調しながら行動していますが、これを人間社会に当てはめるとスパー



山極 壽一（やまざわじゅいち）

霊長類学者・人類学者

東京都生まれ。京都大学理学部卒、同大学院理学研究科博士課程単位取得退学。京都大学理学博士。（財）日本モンキーセンター・リサーチフェロー、京都大学霊長類研究所助手、同大学院理学研究科助教授、同研究科教授、京都大学総長（第26代）、日本学術会議会長（第24期）などを歴任。

穏やかな気持ちで生きるために必要な 自分自身の拠り所

ツの集団と類似します。ラグビーなら15人、サッカーだと11人がチームをつくり、身体的同調を重ねながらワンチームを形成するのです。

200万年前、ゴリラより脳が大きくなった頃の人間は30～50人の集団を形成するようになります。これは、1クラス、会社の課レベルのサイズで毎日顔を合わせているので誰かが欠ければすぐわかる関係です。その後、人間の脳は最終的にゴリラの3倍ほどになり、社会的な関係を構築できる集団の数は150人くらいになりました。

神津 150人くらいの規模の集団をつくり、お互いに支え合い、助け合って生きてきた人間が、どうして利己主義の蔓延する社会、自己責任論が横行する社会をつくってしまったのでしょうか。

山極 ゴリラもチンパンジーも一度集団から出てしまると元に戻れませんが、人間は一旦飛び出しても戻ることが可能です。なぜなら、人間は複数の自己を演じることができ、学校での自分、家庭での自分、会社での自分という複数のパーソナリティを演じられるからです。このようなモビリティを高めた結果だと考えています。

神津 大変興味深いお話ですね。ただ、複数の集団の中で自分を演じ続けるのはなかなか大変なことですよ。自分の居場所というか、本拠地のようなものがないと穏やかな気持ちで生きられないように思うのですが。

山極 おっしゃる通りです。人間は集団を渡り歩くことができますが、常に自分のアイデンティティを確認する必要があります。また集団に入る（戻る）時には、どこから出てきた者か、由来を説明することが大切です。それが氏名であり、出身地、出身校などが意味するところです。今、問題になっているのは依拠する場が失われたこと。とりわけ自分のアイデ

ンティティを証明する基本である地縁が失われていることです。

江戸時代の日本には300以上の藩があり、若者はその地域で教育を受け、地域の産業や地域の政治、社会に尽くしてきました。しかし廃藩置県によって住む場所も47都道府県にまとめられ、かつての地縁や血縁は失われました。代わりに、会社がアイデンティティの拠り所（社縁）になりましたが、その会社も終身雇用が崩壊し、兼業、副業が当たり前になると、多くの人が根無し草のような状況に置かれるようになってしまったのです。

あらためて地域とのつながりをつくる 技術は人のつながりのために活用する

神津 地縁・血縁・社縁もなくなってしまったら、人間はどこにアイデンティティを求めればよいのでしょうか。

山極 私は、地域をその拠点として位置づけるべきだと考えます。

しかし今は、地域で生きるために自分でなんとかしなければならぬ社会、自己責任が問われる社会になってしまっています。西洋諸国、特に北欧諸国は、税金は高いものの、病院や教育は無償で受けられますし、公共交通機関や高速道路も多くが無料なのに対し、日本社会は、公共投資でお金はばらまいたものの、公共財はつくってこなかったからです。「人に迷惑をかけない」社会ではなく、「人に迷惑をかけることはそんなに悪いことではない」というマインドを持てる社会をつくりあげていくことが重要ではないでしょうか。

神津 今年は、東日本大震災から10年の年にあたります。復旧・復興はある程度進んだようにも見えま



すが、地域の再生という点では何かが欠けているように思います。

山極 東日本大震災後の社会はカオスの世界で、人とのつながりについても一からつくっていくことが求められました。しかし結果は、人々の暮らしよりも技術が優先され、地域のつながりは十分ではありません。

たとえば復興に向けて住宅をつくるときに大切なのは、人とのつながりをつくるために技術を活用すること。技術が先にあるわけではないのです。最近ではスマートシティやエコシステム等が注目されていますが、技術を先行し、人とのつながりを無視して地域は再生しません。住むということは、地域の輪にどうやって入っていくのか。その中でどのように暮らしていくかが大きな課題です。住む人が地域とのつながりを実感し、自身のアイデンティティを感じられる地域をつくっていく必要があります。

テレワーク・移住で進む地域とのつながり 単線型から複線型の人生へ

神津 私は、働く場所のシェアリングを図るためにも、本当の意味での雇用のセーフティネットをつくるべきだと思っています。

たとえば現在、新型コロナウイルスの影響もあって地方への移住が進んでいます。また、コロナ禍で仕事を失う人が増える一方で、人手不足に陥ってい

る業界もあるというアンバランスな状況も顕在化しています。そうした状況に対して、本質的なセーフティネットが日本にはありません。

ヨーロッパでは、失業・離職に対する生活支援が厚く、その間にあらためてスキルを磨くことができますし、再就職をマッチングする仕組みもあります。私は、企業や労働組合がそれぞれの役割を果たしながら、安心して地方や他業種に移動できる仕組みをつくりたいと考えています。

山極 日本の労働組合は企業別に組織されており、その枠を超えて働く人の連帯をつくるのが難しいという課題がありました。しかし今、労働組合が企業の枠を超えて環境整備に対応しようとしているお話を聞き、大変良いことだと思いました。

同時に、労働の意味についても真剣に考える時期がきていると思っています。従来、労働は金銭を得る手段であると同時に、生きがいを見つける手段でもありました。しかし、AIやロボットに労働が代替されるようになると、AIやロボットではコストがかかり過ぎる労働だけを人間が担うようになるかもしれません。そうなれば、労働は金銭を得るためだけの手段になり、他に生きる意味を探さなければなりません。

今後は、教育を受けて労働をし、引退したら自分の好きな趣味に生きるといった単線型から、それらを平行して行う複線型の人生が当たり前になると思います。そしてそのときに重要になるのが、大学とい

う教育機関の存在です。自分の能力や資質をもう一度見つめ直す場所、新たな能力を開発するための場として、地域社会に貢献していくことが求められると思います。

神津 これからは自身の拠り所を100%会社に置くのではなく、自分がどう生きるのかということ自体が自分の拠り所になるということですね。

日本の労働組合は、おっしゃるように企業別に組織されてきました。しかし、もともとはヨーロッパにおける職種別組織が発端ですし、今後はさらに企業の枠組みを超えた活動が必要だと考えています。

2002年～2003年に連合は中坊公平さんに座長をしていただいた「評価委員会」から今後の運動に対する提言として、「社会に目を向けること。恵まれた環境の中に安住せず、社会の不条理に対峙していくべき。」という提言をいただきました。その提言を受け、企業別・産業別組織が縦軸、47の地方連合会が横軸となり取り組みを強化しています。大学とともに、労働組合や協同組合も地域の中で一定の役割を担っていると思っています。

“地縁”を復活させることが必要 労働組合、協同組合の社会的役割

山極 私は“地縁”を復活させるべきだと思っています。働く人の視点でいえば、出張や転勤で地域に触れるだけでなく、土地・住民とのつながりをより深めた関係をつくっていくということです。

『定年ゴジラ』を書いた重松清さんと「ゴジラとゴリラの対談」をやったことがあります。『定年ゴジラ』は、新興住宅街に育った一家の話です。定年を迎えたお父さんがあらためて居住地に根を下ろそうとするものの、転勤で日本全国を回っていたために、居住地の住人にはなれないという悲劇を著したものです。

私はこうした悲劇を起こさないためにも、テレワークや転勤等でその土地を訪れた人であっても、もっと地域とつながりが持てる仕組みをつくるべき

だと思っています。

神津 地元に住んでいる人々は、地域の文化や歴史を大事にしてきています。しかしコロナ禍で、今まで継承してきた祭りができず、こんなにつらいことはないとおっしゃっている方も少なくありません。地方に移住する人が増えつつある今、地域に根付くくらいに地域の人と交じり合い、担ぎ手として祭りに参加するようになるといいですね。

実は私も、生まれは違うのですが、神田で神輿を担いだことがあります。神輿というものは不思議なもので、自分だけが頑張ってもうまくいかない。流れに沿う形で担ぐと自然と神輿に馴染んでいくんですね。そういう支え合い、助け合いの文化に親しみながら地縁を深めていけたらと思います。

山極 150人ほどの共同体をつなぐのは、言葉ではなく身体的なもの、音楽的なコミュニケーションです。祭りであれば、独特なリズム、お囃子等、五感を通じてコミュニケーションが成立しています。食事も同様で、伝統的な食づくりに参加し、その土地ならではの服装やマナーや作法を吸収することで、土地の人たちと自然と共鳴できるようになるのです。

「過疎地は仕事がないから若者が出ていってしまう」と言われます。しかし、テレワークで移住する人が増えれば、周辺にパン屋さんや八百屋さんができますし、日銭を稼ぐことができます。移住した人も、都会では「One of 1,000」だった自分が、地方では「One of 10」くらいになり、自分の存在価値が認められる。アイデンティティも感じられるようになるのではないのでしょうか。

神津 全労済は2019年、愛称を新たに「こくみん共済 coop」に変えました。それは今まで通り働く人同士の職場でのつながりを大事にしながらも、もっと地域にいるみんなと一緒に助け合う仕組みづくりをしたいという思いが背景にありました。先生のお話を聞いて、そうした方向は間違っていないと思いますし、グループの一員であるわれわれ全労済協会も、今後も労働組合や協同組合、地域とのつながりを大事にした活動を展開していきたいと思っています。

本日は貴重なお話をありがとうございました。



困難に直面した 『つながり』のゆくえ

「社会から疎外される若者、支援なき子育て、そして孤独な高齢者……。行政などの『制度』では支えられにくい、社会的孤立は、どこでどのように起きているのか。都市を取り巻く課題をどう解決するのか——。」(全労済協会「つながり暮らし研究会成果書籍『孤立する都市、つながる街』日本経済新聞出版社、2019年)。

当協会では、地域コミュニティの希薄化や人と人のつながりの希薄化により孤立する住民に焦点を当て、共生できる社会構築に向けた研究を2018年～2019年にかけて行ってきました。しかし2020年以降、世界中が新型コロナウイルス感染症の脅威にさらされ、新たな生活様式は人と人の物質的な距離を遠ざけることとなり、コミュニティやつながりはさらなる希薄化の危機を迎えました。

そのような中でも、ITの活用などによって、私たちはこれまでとは異なるかたちのつながりを模索してきました。「つながり」はいま、大きな転換期を迎えているのではないのでしょうか。

そこで今回は、コロナ禍におけるつながりの状況と、これからのつながりの在りようを考える上でのヒントについて、各分野の専門家6名の方にご寄稿いただきました。

玄田有史氏にはつながりと働くということの視点から、渡辺由美子氏にはコロナ禍における子どもの貧困問題と支援のつながりについて、菊池まゆみ氏には不要不急の行動自粛が求められる中での社会福祉協議会と町民のつながりについて、津久井進氏にはコロナ禍という「災害」時に大切なつながりの中での「原則」について、秋山正子氏にはコロナ禍における地域と医療のネットワークについて、そして日本生活協同組合連合会の永井雅子氏には、緊急事態宣言下における生協の組合員同士のつながりについてご寄稿いただきました。

さまざまな分野の最前線で活躍されている方々のご寄稿は、当事者でないことができない生の声が描かれています。これらの声が、日本中で起きている社会的な課題から生まれたものであるということを、私たちは認識しなければなりません。

本稿が、コロナ禍を経た「つながり」についてさまざまな視点から見つめていただき、これからの社会における新しい「つながり」を考えていただくきっかけとなりましたら幸いです。

飛沫を飛ばすな、波動を飛ばせ

東京大学社会科学研究所教授 玄田 有史

先日、久しぶりに対面形式の講演会にうかがった。最後に講演したのが、感染拡大直前の2020年2月だったので、数か月ぶりになる。従来、会は隔月のペースで行われていたようだが、今年は年に2回だけで、その貴重な2回目としてお招きいただいた。

対面ということで、消毒や検温、人数制限や着席間隔など、感染防止対策に主催者の努力が節々に感じられる。会の参加者には年配の常連者が多く、オンライン開催は最初から想定しなかったらしい。演台前にはアクリル板が置かれ、向こうにマスク姿の人々が見えた。

画面越しには伝わらないもの

講演に先立って、印象的な出来事があった。感染拡大で様々な仕事に影響が出たが、プロの音楽家にとっても演奏の機会が著しく制限されてきた。そこで主催者の心配りにより、地元の男女2名のヴァイオリニストによるミニコンサートが開かれたのだ。3曲ほどが演奏され、終わった瞬間、会場は暖かい拍手に包まれた。

控室で演奏を終えたばかりの若い二人とすれ違い、少しだけ立ち話をする。

「とてもよかったです。」

「ありがとうございます。」

「やっぱり生での演奏は違いますか。」

「違いますね。」

「なにが違うんでしょうね。」

男性ヴァイオリニストはつぶやいた。

「お客さんの波動を感じるんです。それが良くも悪くも、演奏を変えるんです。」

新型コロナウイルスの感染が広がって以来、一人ひとりができる最大の対策は、なんといっても頻繁な手洗いと消毒である。もう一つ大事なのが、公共の場では必ずマスクを着用したり、食事の際にも話すときはマスクを着用することだと言われる。飛沫が感染のきっかけになるからだ。「飛沫を飛ばすな」は、これからも日常生活のキャッチフレーズだろう。

感染の拡大とあわせ、在宅勤務やオンラインでのリモートワーク（テレワーク）も一部の職場で取り入れられてきた。職場での会議や営業の打ち合わせなど、パソコンやスマホの画面越しに行うのが、今や当たり前になっている人も多い。私もその一人だ。

ただ、この画面越しのつながり、正直どこか物足りない。軽いミーティング程度ならいい。だが、重たい決定があるときなど、お互いの気持ちを探りあったり、歩み寄ったり、最後に受けとめようとするのには、何かが決定的に足りない。そんな気がする。

その足りないものこそ、ヴァイオリニストの語った「波動」ではないか。飛沫は飛ばしてはいけないが、気持ちがつながるためには、波動は飛ばないといけない。

Liveということの意味

そもそも波動(Wave)とは、何なのだろう？ ネットで調べてみると、格闘ゲーム界では「波動拳」が有名で、衝撃波で敵を吹き飛ばす必殺技なのだそう。私たち50歳代くらいの世代では、すぐに思い浮かべるのは、なんといっても宇宙戦艦ヤマトの「波動砲」だが。

波動拳も波動砲も相手を倒すためのものだが、相手とよりよい関係を築くためにも波動は必要になる。ただそれは目には見えない振動だ。これまで

「気」とか「念」などと呼ばれてきたものの正体の一つが、おそらく波動なのだろう。

気や念など、画面越しに伝えることは、やり方次第で可能なのかもしれないが、なにより直接向き合うことで伝わるという感覚はもっと強い。

「生（ライブ）」を英語ではLiveと書くが、それは同時に「生きる（リブ）」ことを意味する。同じ時間と空間を共有するなかで、生き生きとした波動を感じる。その気配に触れ、自分は今生きているのだという実感が相互に交わされる。そして瞬間、何かが生まれる。それはすぐれた演奏だけでない。一つの見事な仕事が成し遂げられるのは、見えないけれども確かなつながりが生じた結果のたまものなのだ。

働くことの意味

今回の感染拡大は、つながるということ、さらには働くということの意味や価値について、根源的な問いを私たちに突き付けてきた。これから感染が終息した後も、移動などに伴う時間を省けるという理由で、リモートワークは推奨され続ける。効率優先の人のなかには「わざわざ会うなんて無駄」と断言する人もいるだろう。だが本当にそうなのか。

仕事の上で直接会ってつながることが大事な局面は、これからも多々あり続ける。失敗をして迷惑をかけてしまい、心の底からのお詫びをするとき。仲間が良い仕事をしたことをほめたり、努力し成長した若者に励ましの言葉を投げかけたいとき。情報もままならないなか、方針を定めたり、お互いの覚悟を確かめ合ったりする際の初動。仕事をする上での大事な局面を、リモート（遠隔）という関係だけで乗り切るのはむずかしいのを、私たちは経験を通して自覚してきた。

人と人とのつながりの実感として波動や気配を感じることは、目の前の困難に立ち向かい、事態をより望ましい方向に促すための、確かな一助となる。

そんな経験に基づく事実を若い世代などにもなんとか伝えていければ、と思う。

リアルにつながる価値

オンラインを通じてつながるのが、ごく普通になることは、さまざまなメリットがある。遠くにいる友人や知人と、柔軟に会うことができる。会いに行くための時間がなかなか取れない人にも会えるようになる。

だからこそ、たまに会えること、つまりはリアルにつながるものの価値は、ますます高まることになる。そして、じかに出会ったときに取り交わされる小さな波動を受けとめる感度が高ければ高いほど、その価値はさらに増すことだろう。

そのときのために、波動についての感度を高めあえるような、日ごろの営みが重要になる。そこには、ささやかなことにも感動をおぼえたり、新鮮な驚きや感謝の気持ちを忘れないことなどが含まれるのだと思う。

人と人とのつながりは、一人ひとりが育てていくものだという事実は、これからもずっと変わらない。

プロフィール

玄田 有史（げんだ ゆうじ）氏
 東京大学社会科学研究所教授



主な経歴

1964年島根県生まれ。学習院大学経済学部教授等を経て、現職。経済学博士。専門は労働経済学。編著書に『30代の働く地図』（2018年、岩波書店）、『人手不足のになぜ賃金が上がらないのか』（慶應義塾大学出版会、2017年）など多数。

コロナ災害から立ち上がるために

特定非営利活動法人キッズドア理事長 渡辺 由美子

一斉休校から始まった 困窮子育て家庭の苦難

私が運営するNPO法人キッズドアは、コロナ以前から、日本の子どもの貧困課題に取り組んでいます。非正規雇用のご家庭、子どもの多いご家庭、ひとり親家庭のお子さん等に学習支援や、食事も提供する居場所の提供などを行なっています。ほとんどの保護者は一生懸命働いているのに非正規雇用のために十分な収入が得られないワーキングプアです。スーパーで夜遅くまで働く、昼の仕事が終われば夜に居酒屋やコンビニでWワーク、トリプルワークをする中で、子どもの宿題を見る時間がない、ゆっくり話す時間も持てないという親子が毎月ギリギリの生活をしていました。そこにコロナが襲いかかったのです。

一斉休校により、小さな子どもを持つシングルマザーは仕事を休まざるを得ませんでした。緊急事態宣言後は「明日からしばらく休んで」と言われ、休業補償ももらえずに収入が大幅減収した方も少なくありません。貯蓄がほとんどないので、「休校で給食がなくなるので、子どもの昼食代が足りない」「食事の回数を減らしている」困窮子育て家庭からのSOSがたくさん届きました。

自然災害と異なり、コロナに起因する経済災害で深刻なダメージを受けた方々は見た目ではわかりません。コロナに感染するという健康被害は誰もが感じた恐怖である一方、コロナによる経済被害は非正規雇用や特定の業種に集中しています。また、子育て家庭は突然の休校への対応、子どもの世話をしながらの在宅ワークなど、子どもがいない方々に比べて明らかに負担は大きいものでした。だからこそ、私たちは一斉休校直後に、他のNPOや研究者と連携して、「まずは子育て家庭に手厚い支援を」と政

府に訴えましたが、「コロナではすべての国民が被害者」として、一人当たり一律10万円の特別定額給付金の支給となりました。

政府がコロナ対策として実施している生活資金が足りない方のための緊急小口資金貸付特例給付は2020年4月～11月で約133万件（令和元年約1万件）、家賃が払えない方のための住宅確保給付金は4月～10月で約11万件（同4千件）です。自殺者も増加しており、命の危険があるほど困窮されている方は、実はとてもたくさんいるのです。見えづらいために、「経済的に困っている人に手厚い支援を」という方向に、政府も社会全体も舵を切りづらかったというのは、2020年のコロナ災害の大きな特徴だと感じています。

本格的な家庭支援をスタート

キッズドアでは、2020年3月よりコロナにより経済的困窮に陥った子育て世帯の支援を精力的に行なっています。無料学習会や居場所の運営ができない間はオンライン学習支援に切り替えました。パソコンやタブレット、インターネット回線がない家庭も多く、寄付を募って、タブレットやポケットWiFiを貸し出しました。居場所では、手作りごはんを提供する代わりに、地域のお弁当屋さんに協力していただき栄養たっぷりのお弁当を家庭に届けました。5月から8月に2,578食のお弁当を子どもたちに届けました。

さらに支援の対象を日本全国の困窮子育て家庭に広げ、食料品や文房具を届ける物品支援、模擬試験や受験費用のための受験生向けの奨学金給付、政府や民間の様々なコロナ関連の支援制度の情報を届ける情報支援事業、そして保護者の就労支援事業などを行なっています。2020年12月には、企業のご支

お米や野菜、お餅やお蕎麦を入れた年末の食料支援



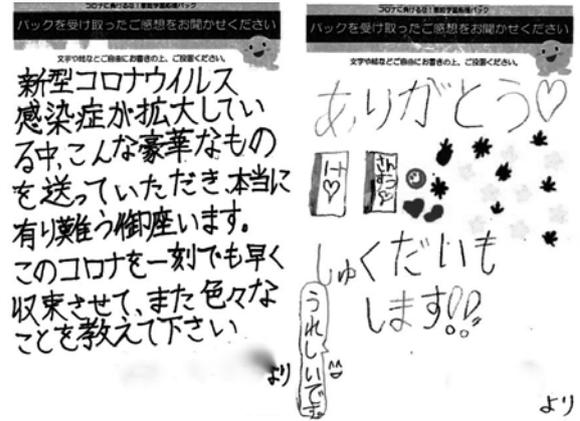
援をいただき、日本全国の1,500名以上の子どもたちにクリスマスプレゼントを届け、クラウドファンディングで集めた寄付で500世帯にお米や野菜、お餅やお蕎麦を入れた年末の食糧支援を行いました。

今、寄付や物品の支援をくださる個人や企業の方が確実に増えています。春の緊急事態宣言時には、マスクや消毒液を奪い合うパニックに陥った人々が、少し落ち着き、何をすべきなのか、本当に困っているのは誰なのかを考えながら支援をしてくださいませ。「子どもたちに最優先の支援を」という私たちの声が「コロナの影響は国民全員が受けている」という多数の声にかき消された時とは全く違います。

長引く影響と今後必要な支援

「今月で仕事が無くなります。」「未だに仕事が見つかりません。」「明日で携帯電話も止まってしまいます。」という切迫した保護者からの声は今も途切れません。経済被害を受けた子育て世帯への支援、困窮する若者への支援はますます必要になるでしょう。明日子どもに食べさせるご飯はあるのか？ 学校への支払いはできるのか？ 遠い外国の話ではなく、日本にもそんな心配で夜も眠れない親御さんが、今、たくさんいます。せめて日本に暮らす子どもが1日3食ご飯を食べられるようにする、しっかりと教育が受けられるようにする、これは決して不

子どもたちから届いたクリスマスプレゼントのお礼ハガキ



可能ではありません。私たち一人一人が、まずは困窮する子どもや若者を最優先に支援して欲しいという意思表示をすることが大切です。子どもを想う皆様の声は確実に届きます。子どもや保護者、若者に寄り添いながら、キッズドアも精一杯支援を続けていきます。

プロフィール

渡辺 由美子 (わたなべ ゆみこ) 氏
特定非営利活動法人キッズドア理事長



主な経歴

大手百貨店、出版社を経て、フリーランスのマーケティングプランナーとして活躍。2007年任意団体キッズドアを立ち上げ、2009年内閣府の認証を受けて特定非営利活動法人キッズドアを設立。日本の全ての子どもが夢と希望を持てる社会を目指し、活動を広げている。内閣府 子供の貧困対策に関する有識者会議 構成員。厚生労働省 社会保障審議会・生活困窮者自立支援及び生活保護部会委員。全国子どもの貧困学習支援団体協議会 副代表幹事。

寒い冬を耐えたから、春がうれしいね

秋田県藤里町社会福祉協議会会長 菊池 まゆみ

安心安全支援と活躍支援

「令和」に入り、藤里町社会福祉協議会の事業計画は、安心安全支援と活躍支援を両輪に掲げた。

こみっと事業（※1）やプラチナバンク事業（※2）を展開するほどに、生きがい支援の枠を超える部分と見なされていたが、活躍支援の呼称を得て本来業務として納得が貰えた。そして、介護事業等を改めて（町民の）安心安全支援と位置付けたことで、関わる職員の意識も変わった。

だから、コロナ禍で不要不急の行動の自粛を求められ、大いに悩んだ。

安心安全支援以外の活躍支援は、不要不急の事業なのか？

（※1）こみっと事業

2010年、福祉の拠点「こみっと」を開設し、「ひきこもり者及び長期不就労者及び在宅障がい者等支援を開始。ひきこもり者等の実態把握調査を行い、その8割以上を一般就労に繋げた。

（※2）プラチナバンク事業

2016年度より福祉の立場からの地方創生事業として、「人づくり」「仕事づくり」「若者支援」を3本柱に「町民全てが生涯現役」を目指した事業の一環。年齢や体力等の不利を超えて、誰もが参加できるシステムを目指す。

あの日あの時のつながり

迷いの中で思い出したのが、東日本大震災の時のこと。

あの日藤里町は大きな地震の直後に停電し、ラジオの電波も拾いにくく情報は届かず、太平洋側の惨事を知ったのは翌朝になってからだ。その日はただ、地震に襲われた藤里町民への対応だけを考えていた。

とは言え、何もできなかったに等しい。

役場経由で得た情報は、電気の復旧には2～3日かかるということだけ。自家発電機とメニューの工夫で配食サービスは可能だった。

そこで、社協の全職員が民生児童委員等と共に地

域の高齢者のみ世帯等をまわり、被害状況を確認するとともに、電気の復旧に時間がかかることと希望者には配食サービスができることを、伝えて回った。

喜ばれたのは、配食サービスではなく電気の復旧に時間がかかるという情報の方だった。

自分の近隣だけではなく、藤里町だけでなく、広い範囲で停電だと分かっただけでも良かったと。今か今かと電気の復旧を待つのではなく、何日かを辛抱する覚悟をすれば、それなりに対応できるから大丈夫だと。

実際、配食サービス希望者は普段の利用者の2割増し程度で、通常業務の範囲内で充分に対応できた。

社協は何もしなかったに等しいのに、地域の方々からは社協がすぐに駆け付けてくれて安心したと多大な感謝を頂き、信頼という大きな財産を得た。

そんな経験から、漠然と思っていた。繋がりは弱くても良い、繋がってさえいれば、と。

馴れることのこわさ

だからコロナ禍で安心安全支援を優先し、無理せず出来る形で活躍支援を心掛けた。この経験を、今後の事業展開に活かせば良いのだと号令をかけていたが、具体的な展望は見えていなかった。

コロナ感染者ゼロの町では、ゼロを続ける重圧がのしかかる。

デイサービス事業やヘルパー事業等の介護現場は感染対策に追われ、利用者を感染させる不安に神経をすり減らす。

そんな状況下だから、社会福祉大会も「こみっと」感謝祭も大勢の人が集まる事業は中止。交流会事業や研修事業も中止。ひっきりなしだった講演依頼や視察研修依頼も、今年度の件数はゼロ。宣伝効果の高い事業の停滞で、お食事処「こみっと」や「白神まいたけキッシュ」等の売り上げも激減する。

くずの根っこ掘りは雪が降り始めてから。寒いほどに、上質の「でんぷん」を蓄えるそうだ



根っこをたたき、冷たい水に繰り返しさらして、一握りの「でんぷん粉」ができる。そんな長い冬の苦勞も、「おいしいねえ」の一言で報われる



でも、仕方がない、コロナ禍だから。諦めのまま秋が近づき、このままではいけないという思いが強くなった。

人は色々なことにすぐに馴れてしまう。

私自身がそうだ。外出の自粛に慣れ、閉じこもり気味の生活に心地よく馴染んでしまった。職員が、緊急事態による事業の中止や縮小に慣れてしまった。何のための事業中止で縮小なのかは忘れて、日常化してしまう。

昔々の福祉サービスが不足していた藤里町では、雪に閉ざされる冬を越せば寝たきり者が倍になるのは、どうしようもないことと諦めていた。命を守ることを優先しても、日々の暮らしを守ることを諦めてはいけなかった。何も出来なくても、足掻くくらいはできる。

未来へつながれ!

そこで、取り敢えず原点に戻った。

「コロナ禍における事業の進捗状況」について、いちいち理事会に報告し意見を伺い、その都度に事業の継続か中止かの判断をして対策を練る。それだけで、職員や利用者の迷いや不安が軽減される。現場の大変さを知って貰っている安心感。

多忙な理事が、コロナ禍のおかげで頻繁に理事会を開催しても出席率が良い。そして、コロナ禍という共通の問題を抱えたことで、理事会は活性化する。

見渡せば、うれしい副産物がまだまだあった。

プラチナバンク事業の主な収入源の「白神まいたけキッシュ」等の売り上げは激減したが、プラチナバ

ンク事業全体の収入に大きな落ち込みはない。事業目的が生きがい支援ではなく活躍支援だということの影響らしく、検証すると面白い発見がありそうだ。

そして、町外客を当て込んだ「根っこビジネス」構想が停滞し、行き場を失くしたくず粉・ワラビ粉だが、この機会に町民に「根っこビジネス」を知って貰おうと始めた企画が好評で、来年度に繋がりそうだ。

派手なパフォーマンスはいらない。ささやかな日常を支えるために繋がり続けることが、未来に繋がると信じる。いや、コロナ禍の不便や大変さを共有して過ごした体験を、必ず未来に繋げたい。

プロフィール

菊池 まゆみ (きくち まゆみ) 氏

秋田県藤里町社会福祉協議会会長



主な経歴

秋田県山本郡藤里町生まれ。1990年4月 藤里町社会福祉協議会入社。2002年4月 藤里町社会福祉協議会事務局長就任。2015年10月より現職。主な著書に「『藤里方式』が止まらない」(萌書房、2015年)、「地域福祉の弱みと強み」(全社協、2016年)など。

災害時に大切にすべき3つの原則

弁護士 津久井 進

「被災」の意味と「人権」

「災害時に何が一番大切ですか？」と尋ねたとき、誰もが「一人ひとりの被災者の人権だ!」と迷わず答える、そんな社会であって欲しい。人権には、命、健康、生活、就労、生きがいといった平素は当たり前のように存在している価値が含まれている。どれもこれも慎ましく素朴な法的価値ばかりだ。避難所で「ひとつだけ願いが叶うなら、災害が起きる前の日に戻って欲しい。それだけでいい。」と話した被災者の声が忘れられない。

「被災」とは災害によって本来保障されるべき人権が危機に陥ることを意味する。したがって、被災者支援の本質は一人ひとりの人権の回復にあり、それを私たちは「人間の復興」と呼んでいる。コロナ禍も災害にほかならない。国連の定義でも「災害とは、コミュニティまたは社会の機能の深刻な混乱であって、広範な人的、物的、経済的もしくは環境面での損失と影響を伴い、被害を受けるコミュニティまたは社会が自力で対処する能力を超えるもの」とされている（国連 国際防災戦略 防災用語集 2009年版）。一人ひとりの人間にとって、人権が危機に瀕するという意味においては、地震も、津波も、放射性物質も、新型コロナウイルス感染症も何ら変わりはない。私たちは、今なおコロナ禍という災害の最中にあるのである。

こうした観点に立つと、災害時に大切にすべき原則が3つあることに気付く。

一人ひとりの尊重

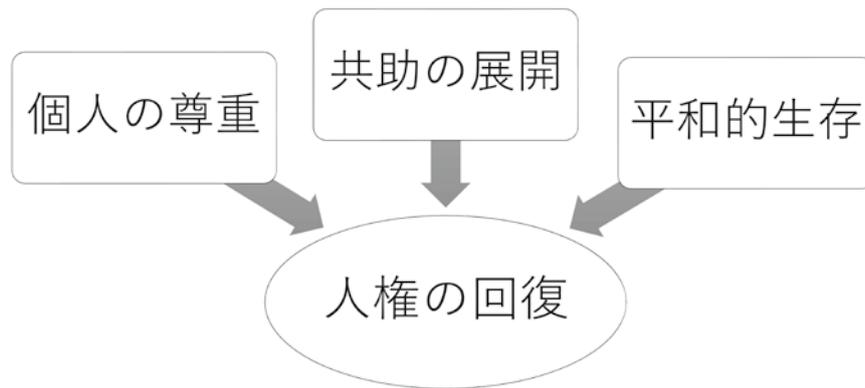
一つ目は、「一人ひとりの個人を尊重する」ということである。言うまでもなく人権は一人ひとりを対象に保障され、命や自由といった価値もか

けがえのない個人に帰属している。憲法は第13条を最重視し、同条は「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と定めている。私は、ここに書かれた「幸福追求権」こそ、災害時にスポットを当てるべき人権だと考える。幸福追求のカタチは多義的で、当然、一人ひとり違うのであるが、災害時こそその違いを最大限に尊重しなければならない。なぜなら、災害が与える被害の様相は一人ひとり違うからである。現在の被災者支援の施策は、基本的に一律支給の形を取っているが、それではジャストフィットで支援できず、不合理である。本来、それぞれの被害状況に合わせて支援策が講じられるべきである。鳥取県等で取り組まれている「災害ケースマネジメント」はその実践であり、その普及が期待される。

「共助」の展開

二つ目は、「共助のフル活用」である。公助・自助・共助はワンセットで語られるが、傷付いた被災者の自助努力には限界があるし、公的支援などの公助についても制度の壁・財源の壁がある。一方、共助についてはお互いの助け合いが本質であり、支え合い、つながり合い、分かち合うあらゆる行為を意味するから、その可能性は無限大である。義援金、共済といった金銭支援はもちろん、ボランティアや民間セクターの物心両面の支援も共助の一形態である。

コロナ禍では、世界中でボランティアが活躍し、コロナ禍で断ち切れやすい心の距離をつないでいる。イタリアでは、4万4,000人以上のボラ



ンティアが空港での検疫、ホームレス等の健康調査、支援物資の配布、電話でのこころのケアや多言語での情報提供支援などを行っている。中国やイギリスでも医療ボランティアが数十万人にのぼり、ブラジルのスラムでも住民組織活動が展開されている。まさにエイドワーカー（命をつなぐ人々）である。日本国憲法に多く登場する「公共の福祉」という言葉は、「自己だけでなく、他者の人権を尊重しなければならない」とする調整原理であって、共助の法的根拠である。また、ボランティアは、市民の市民による市民のための活動であるから、憲法の標榜する民主主義の実現にはかならない。今後の災害では、共助をいかに展開するか注目すべきである。

暮らしの中の「平和」

三つ目は、憲法前文にある「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」に定められた平和的生存権である。日本では、「平和」とは戦争のない状態を指すように理解されがちであるが、こうした狭義の理解は世界標準ではない。「平和」という言葉には「心配やめごとがなく、おだやかなこと」（大辞泉）という意味がある。また、平和的生存権の条文の文言にあるように、平和とは「恐怖と欠乏」の無い状態を言い、いわば安心して暮らし、誰とでも自由に語り、学び、活動し、憂い

なく生活できる日常を意味する。これらが一気に全体的に失われるのが災害の被害である。コロナ禍では全世界規模で平和が失われてしまった。ポイントは「全世界の国民が、ひとしく…平和のうちに生存する」というところである。一人ひとりを尊重しつつ、共助の実践をもって、世界中のすべての人が、日常生活を取り戻すようにすることが、今ほど求められている時はない。

この3つの原理は、いかなる災害時でも普遍である。これを広めるには、緊急事態宣言のような号令は似合わない。人と人の温かなつながりの中で、ジワジワ浸透させるのが望ましい。

プロフィール

津久井 進 (つくいすすむ) 氏
弁護士



主な経歴

日本弁護士連合会災害復興支援委員会委員長。阪神・淡路大震災の直後に弁護士になり、全国の被災地の法的支援を続けている。著書に『災害ケースマネジメント ◎ガイドブック』（合同出版、2020年）、『大災害と法』（岩波新書、2012年）他多数。

思わぬ形で在宅ケアに～コロナ禍でのエピソードから

(株)ケアーズ代表取締役・白十字訪問看護ステーション統括所長
暮らしの保健室室長
認定 NPO 法人マギーズ東京共同代表理事・センター長

秋山 正子

2020年はコロナ一色に翻弄されたかに見えた年。地域包括ケア推進の中で、顔の見える関係、それを超えて腹の中もわかる関係づくりをと、地域で頑張ってきたものにとっては、まさに繋がりを分断させられる事態が生じてしまった。

1992年から訪問看護の現場に身を置き、多くの方の在宅看取りも支援させてもらった。そこでは、家族がいてもいなくても、対象となる人が最後につながっていたいと望む人と、お別れができるようにと、ケアの担い手になってもらうことが多い。その時には、その家族のケアも必要とされる。新型コロナウイルス感染拡大を予防するために、多くの病院は面会が制限され、最期の時間でさえ立ち会うことが難しい状況まで生じている。

がん相談の電話から

半年前のこと、90歳を超えた認知症が進む母親を介護している娘さんから、こんな相談電話がかかってきた。

在宅介護を8年も続けたのだけれど限界を感じて悩んだ末に、有料老人ホームを探して入居。様子を見に行っているうちに、まだまだ自立してできることもあるのに、お客さんになっている、なんだかこれでいいのかと悩み、区域内のグループホームをすべて訪ね歩き、ここぞと思ったところに入所出来た途端の1か月半後のこと。

せっかくなじんだグループホームで機嫌よく暮らしていたのに「高熱が出たので、医療者がいない状

況では対応が出来ないから、救急搬送を要請します」と電話連絡があった。

大急ぎで入院の支度をして駆け付けたのに、なかなか救急患者の受け入れ先が決まらずに、救急隊も病院とのやり取りで難渋している様子。大きな公立病院は新型コロナ対応のベッド確保で、高齢者の発熱患者は受け入れられないという状態で、その他にも何件も断られ、やっと受け入れてもらえた病院で検査の結果、PCR検査は陰性で、誤嚥性肺炎という事だったようだ。

点滴やら、酸素やらが始まり、そのうち、便に血が少し混じる状況なので、今まで検査などしたことがないので診断すら出ていなかったのだが、腹部CTを撮る状況になった。

そこで大腸がんが見つかりその近辺で閉塞を起こしかけている。「ここが破裂して急変の可能性もある。高齢で肺炎状態では、手術も難しい、ターミナルステージです」といわれ「どうなさいますか？」と問われた。

となればと、思いつくままにホスピスに電話をし、母の状態を話すと、その状態では受けられないという返答。しかも「コロナで面会が制限されますよ」と言われたとの事だった。

面会制限がかかる中で、認知症のある方をどのようにケアするのか？家族も悩み、ケア側も心痛める場面。

そこで、後1か月というのであれば、病院から家に連れて帰って最期を悔いなく看るのも一案ではないでしょうか？と提案してみた。

もちろん、そのお宅の近くの訪問看護ステーションの情報提供とともに。

1か月後の報告に

約1か月過ぎたころに「母のことで電話したものです」と、この娘さんが報告に見えた。

あれから、ケアマネさんと連絡を取り、情報提供された訪問看護ステーションにも直ぐに電話して、病院に対して退院調整に入ってもらい、1週間後、無事に家に帰ってきたそうだ。

介護負担を感じて施設入居を決めたことを知っているケアマネさん、訪問看護のほか訪問介護を一日3回はいるように急ぎ調整をしてくれ、看護と相談し訪問診療の医師も見つけ、初めは特別指示書で看護が頻回に入るようにして嚥下状態を見ながらケアに当たってくれたと。

無理をせずにゼリーなどの流動食から始め、経口からの食事を進めたところ、なんと徐々に機嫌よくご飯を食べられるようになり、今では、ほとんど普通食を食べられるほどに。車いすではあるけれども、デイサービスに通えるようにもなって、今日は報告に来たのだというのだ。

心配した大腸がんも、症状が悪化する兆候もなく、排便もスムーズで、バナナみたいな立派なお通じで「もぞもぞしたときに座らせるとトイレで出のですよ、本当にかんのかしらとってしまう」とのこと。

今は、週2回来てくれる訪問看護師さんに何か気になることがあれば電話で尋ねられるし、本当に良かったと思っていますと。「あんなに悩んだのに、コロナのおかげでこんな展開で、不思議な気持ちだ」とも。

入院するよりも家でを選ぶ人たちも

感染予防が優先、人とのつながりは分断されている。面会制限もしかりだが、その中で在宅ケアを選ぶ人たちもこのような例から見えてきた。しかし、そこには以前から培った地域包括ケアの多職種のネットワークでのつながりが功を奏している。電話や、メールだけではなく、かつて顔が見えた関係の

中で、見えないながらもつながりは続いている。

この事例から学べることは沢山ある。まず大事なことは、コロナ禍の中で、行き先を失いかけて必死になった家族が、藁にもすがる思いで電話相談の窓口を思い出し、つながったことである。

相談先を見つけることで、全体像が見えだし、繋がった先の相談者が、まずはその心情をよく聞き、何を重要視するのか、人生の最期をどのように看取するのかを共に考えるきっかけとなった。

人世の最終章を分断されることなくつなぐのは、それを支える地域ネットワークがどう組み立てられるかでもある。24時間体制の在宅医療・ケアを組み立てられるか？家族の強み・弱みを知ったうえで、暮らしを支えるケアの組み立ても重要だった。一度切れたケアマネジャーとのつながりも復活し良い方向に向いた。「分断」されたかのように見えた地域のつながりが復活して功を奏したのである。

つながりは、日ごろからの積み重ね、大切にしたいものだと強く思った。

プロフィール

秋山 正子(あきやま まさこ)氏

(株)ケアーズ代表取締役・白十字訪問看護ステーション統括所長、暮らしの保健室室長、認定 NPO 法人 マギーズ東京共同代表理事・センター長



主な経歴

1992年から東京都新宿区にて訪問看護を開始。現在、株式会社ケアーズ代表取締役、白十字訪問看護ステーション統括所長として訪問看護・居宅介護支援・訪問介護の3事業を展開。2011年、高齢化の進む巨大団地に「暮らしの保健室」開設。2016年にがん患者と家族のための相談支援の場、マギーズセンターを東京にと NPO 活動を展開し豊洲にオープン。2019年フローレンス・ナイチンゲール記章受章。

より多様に、多彩につながり、未来をつくる

日本生活協同組合連合会 組織推進本部 社会・地域活動推進部 永井 雅子

生協では、組合員自身が自らの興味関心に基づいて様々な活動を行っている。それを組合員活動という。たとえば、「産直の生産者」と交流する、「子どもの貧困」について学習する、その学びを生かしてフードドライブや子ども食堂を始める、防災・減災について学ぶ、ヒロシマ・ナガサキの被爆者の声に耳を傾けるなど、暮らしに根差した多様なテーマの活動が展開され、そこに参加する組合員の存在は生協にとっても大きな支えとなってきた。しかし、2020年春、コロナ禍により人との接触が制限されると、「組合員同士が集う」全国の組合員活動はほぼ停止状態に陥った。

利用急増に應える生協職員に 応援メッセージを届けよう

緊急事態宣言とSTAY HOMEのよびかけがされると、生協の店舗や宅配事業は利用が急増した。自らも感染への不安を抱えながら仕事に従事している店舗、配達、物流センターで働く職員たちに、感謝と応援のメッセージを届ける組合員活動が自然発生的に始まった。職員は組合員のメッセージに励まされ、支えられた。

活動停止が教えてくれた活動の意味

活動が停止したことで、組合員活動とは「学びあり」や「対話」「交流」を通じ、人や地域と「つながる」ということが「価値」であり「意味がある」ということに、あらためて気づくことになった。言い換えると、活動停止は「つながりの危機」である。この危機を乗り越えようとする気持ちが全国に広がり、組合員活動は再開に向け動き出した。

オンラインでつながった 平和への想い

毎年8月には、全国各地からのべ3,000人ほどが

集い参加する平和の活動、「ピースアクションinヒロシマ・ナガサキ」が行われる。しかし2020年は現地に集うことができないので、オンライン開催することになった。すると、現地への移動がなくても、平和への想いを共有し、参加できる状態となったことで参加人数は前年のべ3,700人から6,000人に増えた。

ピンチをチャンスに！

これまで全国のほとんどの生協は活動のデジタル化を後回しにしてきた。しかし、デジタルツールを使えば、集まらなくてもつながることができるという手ごたえを得ると、各地でZoomなどを活用した企画が始まった。その1つ、夏休みに「Zoomで親子クッキング」を開催したおかやまコープの事例を全国に共有すると、オンライン企画の開催事例が多く届くようになった。「ピンチをチャンスに！」を合言葉に、多様な「集う」「参加」する場が全国で展開された。

コープながのは「子どもの貧困」の学習に取り組んだ。エフコープは九州北部豪雨災害にあった被災地の棚田に「ひまわり」を咲かせる支援活動をしてきたが、今年は復興の花「ひまわり」を自宅で咲かせるプロジェクトに取り組んだ。みやぎ生協は「オンライン子育て応援企画」をコロナ禍のなか10回開催した。またアジア最貧国の1つネパール支援を行っているおかやまコープは「ネパール視察報告会」をネパールともつなぎオンラインで開催した。そして、秋以降、各地でオンライン産地見学が開催された。

アナログ派には「おうちで企画」

一方、ITツールを使う環境が整っていない、またはスキルがない組合員も少なくはない。そのような組合員とのつながりを構築する工夫も広がった。組合員宅に学習資料を送付し、自宅で学習して感想

〈子どもの貧困問題を学ぶ事例〉「フードバンク学習会」～いばらきコープ（北西ブロック委員会）



や報告を返してもらうカタチや試食品を自宅に届け、商品の感想や食べ方、家族の評判を返信してもらう「おうちで企画」などがそれにあたる。

多様な参加のカタチへ

同じ会場に同じ時間、大勢が集まるのが組合員活動の当たり前のスタイルだった。しかしコロナ禍により、違う場所（自宅）から同じ時間にオンラインでつながる同期型と、自分に都合のよい時間に自宅で学習・試食などをする非同期型の活動が増えることになった。なかには会場参加とオンラインからの参加をつなぐハイブリットタイプや「実参加」では難しい「夜」に開催する企画も現れた。

これまでは乳幼児がいる組合員や仕事をしている組合員は平日の昼間に参加することはできなかったが、新しいタイプの活動は若年層の組合員の新たな参加につながることもわかった。

今後の課題

オンライン企画が進むと、画面越しでも参加感が得られ、共感が広がるようにしたいという要望や、自宅で参加する企画であっても組合員同士のつながりを感じられるようにしたいという要望が顕在化し知恵が絞られるようになっていった。そして、まだ一部の生協だが、SNSやコミュニティの活用も行われ始めた。Instagramは、生協の活動を担う層と親和性も高そうだ。お気に入りコープ商品を使った自慢のレシピの投稿や活動の様子が紹介されている。プロではない手作りのぬくもりが感じられる投稿写

真たちから「つながる」ことをとめたくないという強い思いが伝わる。

しかし、課題はたくさんある。食べながら会話し交流するのが目的のコープ商品を使った商品試食会や、委員会やイベントの時に乳幼児を一時的に預かる託児は接触を避けられないことから再開は難しい状況が続いている。

全国の新しい活動の場づくりはこれからも続く。全国の生協同士の情報交換や事例共有を密に行い、ともにコロナ禍の課題解決に立ち向かっていく。2030年ビジョンで描いた「つながる力で未来をつくる」は、コロナ禍がより鮮明にした私たちの方向性でもある。

プロフィール

永井 雅子 (ながい まさこ) 氏

日本生活協同組合連合会
組織推進本部 社会・地域活動推進部



主な経歴

1985年法政大学社会学部卒業。1993年ちばコープ入協。2004年月刊『CO・OP navi』のライター活動開始。2005年コープネット事業連合に出向。2020年より現職。著書に『くらしとともに地域とともに』（コープ出版、2013年）など。

2019年度勤労者福祉研究会開催報告 「Better Life 研究会」を開催しています

当協会では、公益目的支出活動計画にもとづき「勤労者福祉研究会」を設置し、日本社会の抱えるさまざまな課題について、調査・研究を行っています。

2020年度も、2020年1月に慶應義塾大学経済学部教授 井手英策 氏（財政社会学）を主査に設置した「Better Life 研究会」を開催しています。これまでの本誌（2020 Spring/No.8 および 2020 Autumn/No.9）でのご紹介に引き続き、第6回から第10回の研究会概要をお伝えします。

なお、当協会ホームページでも同内容をご紹介します。

研究会委員

- 【主査】井手英策 氏（慶應義塾大学経済学部教授）
 【委員】石井正宏 氏（NPO法人パノラマ代表理事）
 加藤忠相 氏（株式会社あおいけあ代表取締役）
 櫻井みぎわ氏（櫻井法律事務所弁護士）
 武井瑞枝 氏（東京都多摩児童相談所児童福祉司）
 名里晴美 氏（社会福祉法人訪問の家理事長）
 馬場拓也 氏（社会福祉法人愛川舜寿会常務理事）
 原 美紀 氏（認定NPO法人びーのびーの事務局長）
 藤田ほのみ氏（生活クラブ神奈川創立50周年記念事業推進室推進室長）
 三浦知人 氏（社会福祉法人青丘社事務局長）



第6回研究会
2020年7月22日

弁護士の仕事から見えてきたこと

弁護士 櫻井みぎわ 氏

私は神奈川県弁護士会に所属する弁護士です。今回、私がこれまで担当してきた事件の中から、この研究会のテーマに沿う事件をピックアップして、そこから見えてきたこと、感じていることとお話したいと思います。今回ピックアップした事件は、刑事事件、少年事件、虐待事件、DV事件および貧困・生活保護関係の事件の5つです。

■資料 1-1

第1 刑事事件

どいう人たちが刑罰を受けているのか

浜井浩一さん（龍谷大学教授）

「受刑者と接して感じたのは、彼らの多くは、単に心身に問題を抱えているだけでなく、家族がいなかったり、貧困であったりと不適切な環境に育ち、人から愛された経験に乏しく、それ故に被害感が強く、すぐなぐりかぶるようなコミュニケーション能力に乏しいという点である。道徳、言語や読解力も乏しい。不適切な言動を繰り返し、検察官や裁判官の心証を悪くしがちである。そして、まったく反省していないとみなされ、任務不定、無能で再犯の可能性も高いとして起訴され、実刑判決を受けやすい。」

「犯罪をどう防ぐか」 岩波書店2017

「犯罪の背景には、貧困や差別、
社会的孤立が存在する」

まず「刑事事件」です。私が被疑者・被告人と接して感じることは、「不遇な人が多い」ということです。刑事政策や犯罪学がご専門の龍谷大学の浜井浩一教授が、どういう人たちが刑罰を受けているのかについて、「犯罪をどう防ぐか」(岩波書店)という書籍の中の論文でこんなふうに書かれています(資料1-1)。

実際、どういふ方たちが刑罰に服しているのでしょうか。日本の刑務所では、すべての新受刑者にIQ相当値を測定できる能力テストを実施しており、その結果、1980年以降、20%から30%の方が、知的障害の基準とされるレベルにあることがわかっています。

また、2015年に出所した受刑者の約4人に1人は帰る場所がなく、家族からの支援がありません。この割合は、厳罰化が顕著となった1990年代半ばから大きくなっています。

ところで「犯罪白書」によると、2003年をピークに犯罪件数や検挙者数も減少しています。一方、再犯率は上昇しています。刑務所での教育、更生教育がうまくいっていないということになります。国もようやく、2016年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」を成立させ、再犯防止が非常に重要であるという認識のもと、さまざまな施策をすすめています。まだなかなかうまく行っているとは言い難い状況です。

次に「少年事件」についてです。少年事件では、警察・検察を経て、全件が家庭裁判所に送られます。そこから、在宅あるいは少年鑑別所において、調査官などによる調査が始まります。そこでは、非行の原因はもちろん

生育状況や家族関係・交友関係等について丁寧な調査が実施され、非行の再発防止に向けた環境調整が行われます。なぜ少年にはこのように特別な配慮がされているかと言うと、子どもは生まれ育った環境に影響を受けやすく、良い環境に置けば更生する可能性が高いためです(資料1-2)。

少年事件についても、その数は2003年頃から激減しており、現在の日本の未成年者は世界でもまれにみる犯罪を犯さない若者だと言えます。それにもかかわらず、例えば、2015年の内閣府の世論調査では、「少年による重大な事件は5年前と比べ増えていると思うか」という問いに対して、「かなり増えている」「ある程度増えている」と答えた人は合わせて78.6%にも上っています。非常に困った現象です。こういう世論調査や被害者遺族の声もあって数次にわたる少年法改正がなされ、いわゆる厳罰化が進められています。

そして、今、法制審議会で議論されているのは、「少年法適用年齢の引き下げ」の問題です。民法の成人年齢の引き下げや公職選挙法の改正と足並みをそろえる形で、少年法の適用を現在の20歳未満から18歳未満にするべきではないかということが議論されているのです。

しかし、現在の少年法の仕組みが非常にうまく機能しており、少年の更生に役立っているというのは、多くの専門家たちの一致した意見です。引き続きこの問題は注視していく必要があると思います(その後少年法適用年齢の引き下げは見送られましたが、検察庁に送致される事件が拡大され、やはり少年事件の厳罰化が進むことになりました。筆者注)。

■資料 1-2

第2 少年事件
少年とは、
20歳に満たない者を意味する。

(1) 犯罪少年 (14歳以上で罪を犯した少年)
(2) 触法少年 (14歳未満で(1)に該当する行為を行った少年)
(3) 少年犯罪者 (保護者の正当な監督に服しない性格があるなど、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、または刑罰に服する行為を犯すと認められる少年)

少年事件の流れ
逮捕
→ 検察官送致 → 家裁送致 → 観護措置 → 審判
在宅 (在宅での調査)

■資料 1-3

第3 虐待事件
(1) 様々な虐待
暴力、暴言、性虐待、精神的虐待、面前DV、無関心、育児の放棄

(2) 子どもセンター「てんぼ」の
子ども担当弁護士として

子どもセンター「てんぼ」とは
居場所のない10代後半の子供たちのためのシェルター等を運営
住まい・食事・衣服等の提供
担当スタッフと担当弁護士2名

次は「虐待事件」です。子どもに対する虐待には、暴力、暴言、性虐待、精神的虐待、面前DV、無関心、育児の放棄と、様々あります。

私が虐待事件を担当することになったきっかけは、子どもセンター「てんぼ」に関わってからです。「てんぼ」は、虐待などで居場所のない10代後半の子どもたちのためのシェルター等の運営をしています（資料1-3）。

虐待を受けて帰る場所がない子どもたちに一時的に住まいや食事などを提供して、次の居場所を探すお手伝いをしています。スタッフは常駐していますが、スタッフとは別に1人の子どもに担当弁護士が2名つく体制になっています。

それから、里親の話を少ししたいのですが、2014年10月時点で、全国590の児童養護施設に27,468名の子どもたちがいます。社会的養護を必要とする子どもは、「施設養護から家庭的養護へ」というのが世界の潮流です。しかしながら日本では、社会的養護を必要とする子どもの約90%が施設、約10%が里親等に託されている状況です。2016年の児童福祉法の改正を受けて、厚生労働省は「新しい社会的養育ビジョン」をつくり、原則就学前の施設入所の停止や7年以内の里親委託率75%という数値目標を掲げています。しかし現状ではこの目標は相当達成するのが難しいでしょう。

「DV事件」に話を移します。横浜市男女共同参画センターでのDV相談等これまで多くのDV事件について相談等を受けてきました（資料1-4）。家庭という「密室」の中で本当に信じがたいことが頻繁に起きて

■資料 1-4

第4 DV事件
男女共同参画センターの相談担当
弁護士として
DVの特徴 「密室」

殴る、蹴る、髪をつかんで振り回す、刃物を突き付ける、刃物を裏に突き刺す、大声でどなる、なぐるぞと脅す、正座させて何時間も黙らせ、けなす、人格を貶める、いやがる性行為を強要する、交友関係を制限する、四六時中メールを寄越しそれにすぐ返事をさせる、お金を渡さない、無視する

女性相談員の不足、加重負担、
待遇の悪さ。

います。

DVから逃れてようやく離婚が成立しても、その後多くの女性や子どもたちが貧困に悩まされています。2018年の労働政策研究機構の調査によると、母子家庭の相対的貧困率は51.4%です。また6割の離婚母子世帯は、父親から養育費を一度も受け取ったことがありません。途中で支払われなくなる世帯もいるので、それを含めると、現実には養育費を受け取っているのは2割程度ではないかと言われています。シングルマザーは8割が就業していますが、貧困のためダブルワーク、トリプルワークで働くお母さんも多いです。そうすると、子どもだけで家にいる時間が長くなり、当然子どもに目が行き届かない。子どもが発するSOSに気づかない。また親自身が長時間労働で疲労困憊してしまうなどマイナス面も見逃せません。

最後に「貧困・生活保護関係事件」についてです。2000年以降、徐々に社会で貧困が広がっていき、若者の非正規雇用、派遣社員も目に見えて増えました。

私自身のかかわりで言えば、2007年に「首都圏生活保護支援法律家ネットワーク」が首都圏の弁護士を中心に結成され、私もそのメンバーとして、生活保護の相談を受けたり、窓口申請に同行するようになりました（資料1-5）。

生活保護の問題点をいくつか挙げたいと思います。

■資料 1-5

第5 貧困・生活保護関係事件
どこから見えてくるのか。
債務整理事件・労働事件・刑事事件
・少年事件・虐待事件・DV事件

2000年以降徐々に進んだ貧困
非正規雇用の増加

2008年年度越し派遣村
生活保護申請への同行開始
首都圏生活保護支援法律家ネットワークへの参加

まず、捕捉率が低い、つまり利用する資格がある人が利用していません。生活保護受給者へのバッシングも

激しく、そのためでしょうか、非常に困っているのに「生活保護だけは受けたくない」という人も多くいます。「不正受給」の報道もしばしばされますが、藤田孝典さんはIRONZAで「不正受給件数は全体の2%とされているが、本当はもっと少ないのではないかと指摘しています。それから「額が低い」ことも問題です。2020年6月に国民感情を理由に裁判所が「支給額の引き下げはやむを得ない」という判決を出しましたが、国民感情を理由に額が決まるのはおかしいことだと思います。それから「使い勝手の悪さ」も問題です。受給者は原則車を所有できません。扶養義務者への照会も実施されます。また、「水際作戦」は以前から問題視されていましたが、現在もなお、窓口では、申請させない方向に持って行こうとする対応がしばしば見受けられます。

子どもの貧困ですが、いまだに7人に1人の子どもが相対的貧困の状態です。子どもの貧困問題の第一人者である阿部彩教授が、「日本人の貧困観は非常に貧相だ」と指摘されています。先生は、アンケートで「現代の日本社会においてすべての子どもに与えられるべきものは何ですか」と尋ねる調査を実施しています。それによると、「すべての子どもに与えられるべきもの」として「朝ごはん」は全体の91%、「医者に行く」は86%の人たちが支持しています。しかし、「周囲のほとんどの子どもたちが持っているスポーツ用品（サッカーボール、グローブ等）やおもちゃ（人形、ブロック、パズルなど）」については、「希望するすべての子どもに絶対に与えられるべき」と答えたのはたった12.4%だったそうです。ちなみに同じ調査はイギリスでも実施されており、イギリスの人たちは84%の人が「すべてのイギリスの子どもに与えられるべき」だと答えているそうです。このような貧困観についても改めていかなければなりません。

それから「奨学金問題」も非常に深刻です。現在、大学生の2人に1人は奨学金制度を利用しています。日本学生支援機構によると、2014年時点で、平均貸与総額が学部生で196万5000円、大学院生は398万7000円だそうです。彼らは総額200万～400万という借金を背負った状態で社会に出なければなりません。非常に大変なことだと思います。

以上のことから強く思うのは、国や自治体が困っている人をしっかり支える仕組みをつくってほしいということです。もちろん、周りで気がついた人たちが手を差し伸べることも大事ですが、国や自治体の仕事として、きちんと取り組んで予算をつけ、お金を出して支援する仕組みをつくってほしいと感じます。

最後になりますが、私が仕事をしていて、今の日本の喫緊の課題として、「男女不平等の解消」「労働者の地位の向上」それから子どもの貧困解消を含む「格差の是正」、この3つがあると感じています。

「男女不平等の解消」ですが、現在日本のジェンダーギャップ指数は、世界144か国中121位です。男女不平等が解消されたら、女性の所得も上がって母子家庭の貧困が多少は改善すると思いますし、DV事件もいくらかは減るかもしれません。

また「労働者の地位向上」も重要です。もはや「終身雇用」や「年功序列」といった日本型の雇用は維持できないのかもしれません。非正規雇用労働者が4割も占めるような状況です。そうであれば、なおのこと、何か別の形で労働者の地位や権利を守る仕組みをつくらないと、今のままでは社会そのものが破たんしてしまうという強い危機感を持っています。

「格差の是正」ですが、特に子どもの貧困の解消は必須です。また、「衣・食・住」と一口にいいますが、中でも住居の確保は非常に重要ですので、公営住宅を提供する仕組みなども早急にぜひつくってほしいです。

これら3つについては、本当に早急に国を挙げて抜本的な改善に取り組む必要があると思います。

最初に「Ⅰ 福祉事務所における生活保護業務」、次に「Ⅱ 児童相談所における児童相談業務」、「Ⅲ 福祉事務所へのスーパービジョン調査」の順で説明します。

なお、タイトルにある「スーパービジョン」とは、指導者（スーパーバイザー）が対人援助職者（スーパーバイジー）に定期的に適切な教育・指導を行う課程のことをいいます。福祉の業界ではよく用いられますが、一般的にはあまり周知されていません。

まず、「Ⅰ 福祉事務所における生活保護業務」についてです。福祉事務所は、「地域における社会福祉行政を総合的に担っている第一線の行政機関」として、福祉六法（生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害福祉法）に定める援護、育成または更生の措置に関する事務をつかさどっています。事務所には代表職である「福祉事務所長」、現業事務の指導監督を行う「査察指導員」、相談面接、生活指導、家庭訪問などを行う「現業員」、庶務作業を行う「事務員」の配置が社会福祉法により規定されています。

私自身が生活保護のケースワーカーとして勤務した経験から、「それぞれの福祉事務所が生活保護行政の専門的機能が欠如している状況のまま現在まで進行しているのではないか」という問題意識を持つようになりました。その中で以下の4つの課題を挙げます。

第1の課題は、「社会福祉主事任用資格のみで専門性が確保できているのか」ということです。第2の課題は、保護率増加で100世帯以上担当する現業員もおり、多忙化につながっているということです。第3の課題は、社会福祉主事任用資格を有していない「現業員」、「査察指導員」が多数いることです。第4の課題は、専門的知識を必要とする部署で現業員経験のない「査察指導員」が多数おり、どのように現場職員を指導監督していくのかということです（資料2-1）。

■資料 2-1

福祉事務所の現状と課題

- ⇒課題① 社会福祉主事任用資格のみで専門性は確保できるのか？
- ⇒課題② 保護率増加で100ケース以上もつ現業員も多忙化につながっている
- ⇒課題③ 社会福祉系国家資格どころか、社会福祉主事任用資格をもっていない現業員・査察指導員が多数勤務している状況
- ⇒課題④ 現業員経験がない査察指導員が多数勤務している

私はこれらの課題を検証したいと思い、量的・質的調査を実施しました。その結果については、「Ⅲ 福祉事務所へのスーパービジョン調査」で報告します。

続いて「Ⅱ 児童相談所における児童相談業務」についてです。児童相談所では、子供の社会的養護や保健、障害、非行、育成に関する相談などの児童福祉に関する相談援助業務を行っています。

児童相談所の実態を知っていただくために、過去に実施された調査をご紹介します。三菱UFJリサーチ&コンサルティングが2020年にまとめた「児童福祉司スーパーバイザー研修終了要件の在り方に関する調査研究業務一式報告書」では、1人のスーパーバイザーが平均6.5人を担当し、児童相談所配置基準を超過していることが分かりました。また、才村純教授らが2001年にまとめた「児童福祉司に対するスーパービジョン等の実態に関する研究」では、児童相談所職員としての経験年数が10年未満のスーパーバイザーが過半数にのぼり、その研修も充分には実施されていないことが示されています。さらに、大阪府市町村振興協会が2013年にまとめた「地方自治体の新人福祉職育成についての研究会報告書」では、大阪府内の児童相談所におけるスーパービジョンの実施割合が6割を下回っていることが示されています。

ここで、東京都における児童虐待対応の流れについて

した(資料2-4)。スーパービジョンの機能活用には、現業員の勤務経験もしくはその他福祉業務での勤務経験が大きく影響を与えていることがわかりました。つまり現業員の相談に応じてスーパービジョンを行うのに福祉分野で得た知識・経験は活用できるということです。

つづいて、インタビュー調査です。これは査察指導員が日常業務を通じて取り組んだ方策や業務改善を明らかにすることを目的に2020年2月・3月に実施したものです。調査対象は、東京都、神奈川県、静岡県の25カ所の福祉事務所で勤務する36名の査察指導員で、業務を通して身につけたい能力・知識・技術、必要と思われる知識・技術などについて聞き取り調査をしました。

このインタビュー調査によって、業務の実態を明らかにすることができました。とくに多く寄せられた意見には以下のようなものがあります。第一に、査察指導員は現業員を経験したことのある職員が担うべきということです。第二に、生活保護の実務知識には査察指導員に必須ということです。一方、査察指導員研修の実践研修は効果的であるということや、福祉関係の知識や経験は福祉専門職や福祉資格取得者の方が長けていることがわかりました。ただ、福祉以外を含む多数の部署を経験した行政職の方が、法の見方や法律の知識、物事の見方が優れている場合もあり、専門的能力と養成知識の両方のバランスが求められます。査察指導員は、「現業員に対して、いつでも相談できる体制を整えておくこと

が重要であり、どんなに忙しくても現業員が相談しにくい体制は作ってはいけない」という意見が多数寄せられました。

調査を通じて明らかになったのは、福祉事務所、児童相談所の事務室・相談室の執務環境整備が重要であり、それを進める上でファシリティ・マネジメント(建築物の総合的な管理手法)が重要であるということでした。さらに、職場内のチームワークの重要性を感じました。

発表を終えるにあたり以下の3点を課題として指摘したいと思います。第一に、生活保護業務に携わる査察指導員の組織体制は、戦後間もない時期に制定された新福祉事務所運営指針がベースになっています。現代の実態に合わせて生活保護に関わる法律を整理する必要があると思います。

第二に、児童福祉司は、近年の虐待相談件数の増加に伴って配置基準の見直しが複数回行われてきました。同様に生活保護現業員の配置基準の見直しが必要であると思います。

第三に、自治体で福祉専門職が採用されるようになってはいますが、登用されるケースはまだ少ない状況にあります。全国的に行政組織特有のゼネラリスト型の人事制度が実施される中で、福祉専門職が専門的能力を発揮できるようなエキスパート型人事の確立が必要であると思います。

第8回研究会
2020年10月28日

訪問の家が歩いてきた道 ～障害があっても地域の一員として～

社会福祉法人訪問の家理事長 名里晴美 氏

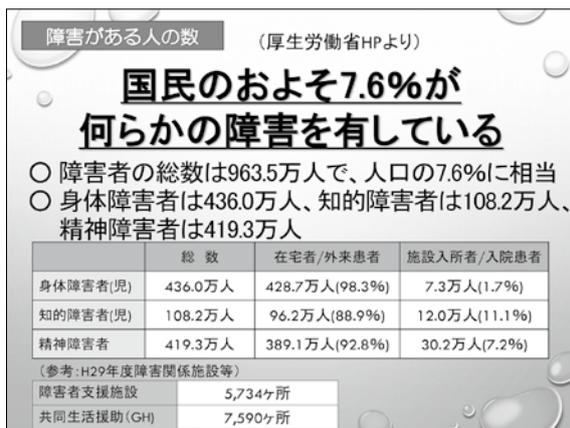
私は、社会福祉法人「訪問の家」で長く障害福祉といわれる分野、とりわけ大変重い障害のある人と関わってきました。その経験を踏まえて発表します。

障害者の現状を、厚生労働省のサイトに掲載されている数値でご紹介します。それによると、現在、障害のある方の総数が963万5,000人とされます。その内、12万人の知的障害者と、30万人の精神障害者が施設に入

所・入院しています。一方、地域で少人数が入所して暮らす障害者支援施設とグループホームは、全国に約1万3,000ヶ所しかありません(資料3-1)。施設入所・入院で生活している障害者を考えることも、日本の障害福祉の重要な課題のひとつです。

日本の障害者福祉の歴史を振り返ってみます。国連

■資料 3-1



が1981年を「国際障害者年」と定めた以降から、日本でも少しずつ入所施設から地域福祉への取り組みが進められました。2000年には介護保険が実施され、また、2003年には利用契約制度が実施されました。それまで行政が施設への通所や入所を決めていた措置制度とは異なり、利用契約制度により本人の希望が重視されるようになりました。それでも、本人に十分な選択肢が与えられた訳ではありません。

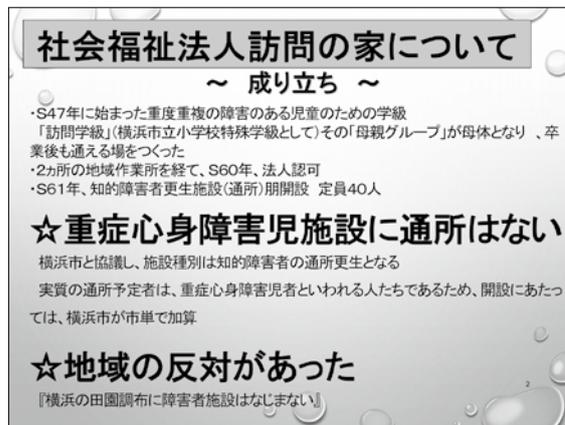
その後、2006年に障害者自立支援法が施行され、2013年にそれが整備され障害者総合支援法として施行されました。一方、2006年には国連が「障害者の権利に関する条約」を採択しました。障害者のいないところで障害者のことを決めないということです。これを受け日本でも国内法を整備し、2014年に条約を批准しました。これらの期間を通じて思うことが2つあります。ひとつは手続きが非常に煩雑になり、形式順守が強く言われるようになったということです。もうひとつは、2017年に社会福祉法人改革がすすめられましたが、対応に四苦八苦したということです。

私が最も取り組みたいと考えるテーマは、重症心身障害者と言われる「重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態にある方々」です。以前は成人前に亡くなってしまうのがほとんどであったため障害児とされてきました。このため成人後も児童福祉法が適用されている状況です。さらに20年程前から呼吸することも栄養を摂ることも困難な状態にある方々を超重症者と呼ぶようになりました。日本には、およそ4万3,000人の超重症者がいると推定されており、その内の約半分の2万1,000人

が入所施設で生活しています。私は、在宅で家族のケアを受けながら、地域で暮らしている方々と長く関わってきました。

続いて「訪問の家」の成り立ちについてです。1984年に横浜の高級住宅街に通所型の知的障害者更生施設の開設をすすめたところ、地元の自治会から「障害者更生施設は、地域の環境になじまない」と反対されました。それでも反対したのは一部であったので、説明会を開くなど丁寧に対応したところ、住民の理解を得ることができました。こうして最初の施設「朋」を開設することができました。当時、18歳以上の重症心身障害者を対象とする通所施設は無かったので、横浜市の知的障害者の更生施設として一部予算を支援していただきました(資料3-2)。

■資料 3-2



訪問の家の開設の経験を通じて、目の前に助けを求め人がいるのであれば大切にすべきであり、「一人ひとりを大事にし」しようと考えました。また、地域の反対にあった経験から、重い障害を持った人が暮らしやすい社会であれば「誰もが暮らしやすい社会」であるはずだと考えました。こうして「一人ひとりを大事にし、障害のある人も高齢者も誰もが健康で平和に暮らせる真の豊かさをもつ社会づくりをめざす」を理念に掲げるようになりました。

現在は、障害者施設「朋」と「朋第2」に合わせて63人の方が入所しており、平均年齢は33歳です。入所者の障害の程度は、人工呼吸器を使用している方、栄養を摂

取することが困難な方などさまざまです。このため医療的ケアや日常の健康管理を欠かせず、医療職と福祉職が一緒に対応しています。

入所者は、4グループで活動しており、職員や家族・ボランティアに協力してもらっています。クッキーなどの自主製品の製造販売、近隣宅での空き缶回収、保育園や小中学校との交流、地域の夏祭りや運動会などへ参加をしています。本人主体の活動で、社会の一員としていろいろな人と出会って関わり合うことによって社会とつながっていくことを大事にしてきました(資料3-3)。あわせて、本人が将来どのような暮らしを望んでいるのか一緒に考えて実現するよう取り組んでいます。

■資料 3-3

社会福祉法人訪問の家について
～ 日中活動 ～
介助を得ながらであっても
視線、声、表情等々から
活動の主体は本人！
社会の一員として
いろいろな人と出会い、関わり合い
社会とつながっていく活動をしよう！

訪問の家は「朋」の開設以来、組織を大きくすることだけをめざして取り組んできたわけではありません。重度障害者のサービスや、高齢者のデイサービス、ケアマネジメントなど、それまでなかったサービスは自ら創るしかありませんでした。また、さまざまな観点から横浜市に提案もしてきました。このため、いろいろな事業を手掛けることとなり、結果として組織が大きくなったと言えます。

さて、2016年7月に神奈川県障害者福祉施設で発生した殺傷事件は、「意思疎通のできない障害者は、亡くなった方がいい」という犯人の一方的な主張によるものとして、社会的な問題になりました。この事件を契機として、「意思決定支援」と「地域共生社会の実現」とが取り上げられるようになりました(資料3-4)。

■資料 3-4

事件を機に取り上げられるようになったキーワード

「意思決定支援」
〈2017年3月、厚生労働省より、ガイドライン通知〉
意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び嗜好を推定し(中略)事業者の職員が行う支援の行為及び仕組み

「地域共生社会の実現」
〈2016年7月、厚生労働省に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置〉
地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「受け手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

「意思決定支援」は、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、自らの意思を反映して日常生活や社会生活を送ることができるよう支援するという事です。あるいは、可能な限り本人が自ら意思決定・選択できるよう支援するという事です。どんなに重い障害があっても、誰でも何かを感じているはず。それが心地いいのか、嫌でやめてほしいのか、続けてほしいのか、その人の意思を受け止める方法が必ずあるはず。

たとえ言葉で表現することが難しくても、周りみんなでその人が希望することを受け止めることが大切だと思います。それでも本人の希望をかなえるには困難がたくさんあります。それでも諦めないで実現に向かっていくことが大切だと思います。このような取り組みを長く繰り返していくと、やがて共に生きることにつながるのだと思います。

「地域共生社会の実現」については、いろいろな生きづらさを抱えている人がいる中で、他人の生きづらさを我が事として一緒に考えて取り組みましようという表現がされることがありますが、それでも具体的ではないので理解しづらい言葉であると思います。

私なりに地域共生社会の実現について考えることもあります。訪問の家の開設当初にボランティアで支えていただいた方々がいます。元気に支えていただきました。それが今では要介護の状態になって、訪問の家のケアマネージャーやデイサービスを利用してもらっています。人生のある時は誰かを支えていたけれど、別の時には自分が支えられる側になることがあるということです。地

域の中で、支え、支えられる、これらの垣根が低くなっていく社会が地域共生社会なのだと思います(資料3-5)。

■資料 3-5

“本当の共生社会”とは

- ☆人の気持ちを大事にする、尊重する社会(どんな生きづらさを抱えていても)
- ☆地域のため、社会のために、それぞれの人ができることを、できる時間で行っている
- ☆とにかく誰かと出会っている、つながっている

**支えているようで支えられていたり、
ある時は支えていた人が
別の時には支えられていたり**

共生社会の具体例をご紹介します。近くの小学校では、全学年が在学中に障害者支援施設の重度障害者と身近に関わることで、障害者に対する違和感が無くなり、自然に受け入れてくれました。中学校では、生徒が施設に来て車椅子を押すことを継続的に行うなどして関わってきました。卒業後に施設の職員になる子もいます。

障害者施設を開設した当初は、地域になじまないと言われ反対されましたが、今では一緒にまちづくりをしようとする住民から声を掛けられる存在になりました。私

たちは、まちづくりを考えるにあたって、医療的ケアの必要な人がどのような暮らしを望んでいるのだろうか、言葉での表現の難しい人がどのようなことを望んでいるのかを明確にして、地域で暮らしていくための条件整備をしていくことが必要だと思っています。

障害福祉の世界も制度改革があります。コンプライアンスが求められ、生産性や自己責任が求められます。障害の有無に関わらず、一人ひとりの気持ちを大事にしていく、そのことの共感が広がっていくことにより人間らしさを取り戻す真の共生社会に向かうのではないかと思います。人と人が出会って関わり合って共に生きることによっていろいろな可能性があると思います。そういうことの幸せをかみしめながらすすんでいきたいと思っています(資料3-6)。

■資料 3-6

人と人が関わり合うということ

- ◇ 繰り返される制度改革、求められるコンプライアンス
- ◇ 生産性重視、自己責任論の台頭…

人と人が、互いの人生に影響を与え合うような関係は築かれているだろうか???

障害の有無にかかわらず、「一人ひとりの思いを大切に」その共感がひろがっていくことが、「人間らしさをとりもどす社会(真の共生社会)」の実現に向かうと信じて!

**「人と人が出会い、関わり合い、共に生きる」
その可能性、幸せをかみしめて進もう**

第9回研究会 2020年11月24日 **川崎南部・共生の街『さくらもと』からの報告**

社会福祉法人青丘社事務局長 三浦知人 氏

川崎市は多摩川と鶴見川に挟まれ、さらに隣接する東京都大田区と横浜市鶴見区につながる京浜工業地帯を形成しています。この南部工場地帯の一角に私たちが居住し、活動する桜本があります。もともと埋め立て地で、コンビナート地帯として発展展開してきました。とくに富国強兵政策を下支えする戦争政策の中で日本各地、朝鮮半島から仕事を求めて人が集まり発展しました。現在では、韓国人・朝鮮人の集住地域だけではなく、新しく

■資料 4-1

川崎南部・額に汗して働く者の街
かわさきマップ 川崎には、南北問題がある

富国強兵政策を支え、朝鮮戦争を支え、高度成長を支えた街
日本各地、朝鮮半島から、仕事を求めて人が集まり、額に汗して働いてきた

国境を越えて働く外国人の様々な文化と接することのできる多様性のあるまちです(資料4-1)。

今日の報告では私の所属する青丘社が活動を開始した当時の様子から、現代にいたるまでの歴史を中心にお話します。

1974年に社会福祉法人「青丘社」が設立されました。青丘というのは中国から見た朝鮮半島全体を形容する呼称です。在日韓国人のキリスト教会を基盤に地域社会に奉仕することを目的に設立された社会福祉法人で、最初は保育園を経営する法人でした。70年代に、在日韓国人・朝鮮人、在日コリアンの人たちがこの保育園を中心に「差別はやめてほしい」という地域活動を始めました(資料4-2)。

■資料 4-2

①地域での社会参加を求める
在日コリアンの地域活動の始まり 1970年代



- ◆1970年代の意味するところ
- ◆地域をフィールドに
差別＝生きづらさは、具体的な生活点にある
「日立就職差別裁判」から地域へ
弱い立場の子どもたちに基礎学力不足「非行」
- ◆当事者性を大切に活動
あきらめや絶望、自暴自棄から、「今日よりいい明日を求めよう」地域活動
「本名を呼び名乗る運動」
出逢った半歩程について、逃げないで悪いことは悪いと告げようという地域活動へ
生き方、社会との向き合い方を共有する活動

その具体的な運動を担ったのは、在日2世の母親でした。日本の学校で「朝鮮人は朝鮮へ帰れ」という差別発言を受けてみじめな少年期を送った在日コリアンが、戦後30年を経て親の世代になって、わが子には同じ思いはさせたくないという願いがベースにあります。ごく当然に、人間として、韓国人・朝鮮人として、日本名ではなく本名を名乗って生きようという活動が始まりました。以来、差別をされる側の生き方、社会との向き合い方がベースにあった運動として、当事者を大切に活動してきました。

80年代に入り、差別に対する行政の責任を認識しつつ、行政と市民が一緒に取り組めるよう行政との交渉をすすめました。たとえば、学校教育での差別の解消と、地域における私たちの活動に対する公的な保障です。具体的には、差別のない学校教育として、すべての子どもの学習権の保障、教育における平等、マイノリティの文化の尊重、日本人と外国人の相互の豊かさにつながる共

生の教育の推進などを求めました。その成果として、在日外国人教育方針が制度化され、市民運動と行政が協働して「ふれあい館」が設置されました。

私たちは、民族差別の行政責任を求め、差別を無くし、共に生きる地域社会を作ることとする公的会館として1988年に設立されました(資料4-3)。運営は在日コリアンが主体的に関われるよう公設民営で社会福祉法人青丘社に委託されました。「ふれあい館」の設立により、地域社会の市民権を得ることができました。

■資料 4-3

②差別の行政責任を求める活動
(公的責任を問う) 1980～90年代



民族差別に関する
公的責任の欠如
(地域社会の構成員は誰か)

在日外国人(主として韓国・朝鮮人)
教育基本方針の制定
川崎市ふれあい館の建設

差別をなくす活動が市民権を得る。

88年6月14日 開館記念式典

館を生み出した市民運動の部分が事業の推進力でもあります。当時、大きな社会運動になったものに、指紋押捺拒否の闘いがあります。これは、外国人登録のときに、なぜ、犯罪者のように指紋を押さなければならないのかという問題提起のもと、それを拒否する運動として広まりました。その活動は、自治体労働者を中心に、在日コリアンの人権について大きな問題提起につながり、日本の地域社会を開き、社会を変えていく運動として、質的に深められていきました。

学校でも教育基本方針も策定され、子どもたちは、学校が変わっていくことで、社会が開かれていくことを実感しました。学校での取り組みは、それまで、民族的違いを尊重して生きていくことに懐疑的だった韓国人・朝鮮人の親たちも積極的になり、家庭科の授業で韓国・朝鮮の料理を教えるなど、青丘社の活動が広がりをもって進められるようになり、学校との連携により地域社会との太いパイプになっていくこととなります。

さらに、コリアンタウン実現を求める焼肉料飲業者の会など、地域社会のまちづくりに関わりたいとする商業者も現れてきました。社会連帯を求める活動を本格的に着手できたのがこの頃のように思います(資料4-4)。

■資料 4-4

**③社会連帯を求める活動
共通言語の獲得**

- ◆指紋押捺拒否の闘い
「日本社会へのラブコール」自治体労働者とのつながり 1988～90年代
- ◆地域の学校での取り組み 多文化共生教育の推進
かつての教え子がヤンママ
開かれた場の実践(ふれあい館、学校)
- ◆コアタウン実現を求める焼肉料飲業者の会
おおひん地区街づくり協議会
街づくりが掲げられる
商店街の課題 在日コリアンのお客様がいらっしゃるという事実

また、在日韓国人・朝鮮人と同じ道を歩む定住外国人の問題もできました(資料4-5)。たとえば、フィリピン人と結婚した日本人配偶者が高齢だったり、協力的でなかったり、ひとり親の家庭も多くなり、子育てをフィリピン人の母親が一人で担う事例も多くなりました。日本の学校教育の経験もなく、日本の制度にも不慣れなフィリピン人家庭の生活課題が実践的に大きなウエイトを占めるようになってきました。韓国人・朝鮮人と日本人の歴史認識も含めて、共に生き、新しい関係を結ぶ取り組みをしているところに、新しくフィリピン人たちも加わることになったのです。フィリピン人から見れば、日本人も韓国人・朝鮮人も同じ日本社会の一員ということになります。それまでの在日韓国人・朝鮮人と日本人の関係性を問う運動から、多文化共生の地域社会をいかに創るかというものに変わっていきました。

■資料 4-5

**在日コリアンと同じ道を歩む
定住外国人との出会い**



多文化社会への扉を開けた在日コリアンが、新しく国境を越えて暮らす定住外国人と出会い、連携し、真に多文化が共生する地域社会の課題とありようを発信する。

今、外国籍の子どもたちの高校受験のサポートをしています。この活動は40年前在日コリアンの子どもたちと歩んだ活動形態です。私たちのような小さな市民団体が、なぜ同じようなことをしなければならないのかという気持ちが生れます。大きく変わった部分と全く変わらない部分があります。日本社会が在日コリアンの生活課題

にしっかり向き合っていれば、新しく国境を越えてきた外国人がこんなに苦勞しなくて済んだらうにという思いを強くしています。新しく国境を越えてきた人たちとしっかりつながり、本当の意味での多文化な地域社会を実現しなければなりません。地域社会の課題をきちんと発信することが、私たちの新しい課題であると1990年頃に認識するようになりました。

2000年代になって社会状況が大分変わったように思います。ふれあい館を作るときには公的責任ということで行政に働きかけて、行政と市民運動がパートナーシップを結んで作ってきました。青丘社は、保育園から始まり、ふれあい館を行政とともに作ることによって、開かれた社会参加の場として市民権を得てきたように思います。だからこそ、いろいろな人たちの参加する事業が行われてきました。

そのような流れにあったのですが、突然ヘイトスピーチに襲われました。2015年の9月にハルモニ(おばあちゃん)たちの呼びかけで戦争反対デモを商店街で行いました。これに対して、「ここは日本だ。嫌なら出ていけ」というヘイトスピーチが始まったのです。わがまちが襲われるきっかけになりました。私たちは平和が一番と主張しただけなのに、こんなことが許されてたまるかという思いでした。しかしながら、当時、行政からは救う法律がないと言われ、警察からもまるで私たちが不法な抗議活動をしているかの扱いを受け、二重、三重の人権被害を受けるという厳しい状況でした。

一方で、川崎から情報を発信できたことによる恩恵もあったように思います。人権被害を受けた当事者たちが、「自分たちが何で今さら帰れと言われなければならないのか。冗談じゃない。誰が私たちを助けてくれるのか。」というメッセージを示すことができたことにより、そんなことが許されてたまるかという市民の連帯感が強まったように思います。

その力が国会を動かして、2016年にヘイトスピーチ解消法ができました。川崎では「差別のない人権尊重のまちづくり条例」を成立させる原動力になりました。ヘイトスピーチに向き合っていくことにより、地域社会の中の貧困と孤立の問題や分断が大きな課題だということが見

えてきます。しっかりつながることによって地域社会を作り、社会連帯を呼びかける要の位置に私たちの活動があるのです。社会をつくる主体に社会的少数者が要の位置にいること、いろいろな人たちの交わりの中でヘイトスピーチと闘い、つながりを持っていく中でそのことを感じるところです。川崎市長も「Colors, Future」、多様性のあるまちと言っています。多様性というと「桜本」の名前が思い浮かぶのです。共生のまち「桜本」というブランドを発信しながら、社会連帯が求められているのだと政治や地域社会でしっかり主張していく必要があると強く思います（資料4-6）。

外国籍の人たちもたくさん住むまちで、地域実態に伴

う多文化、多様性のあるまちに変わっていかなければ、社会自体がますますぎくしゃくしてしまう日本になってしまうと危惧しています。

■資料 4-6



第10回研究会
2020年12月23日

生活クラブ生協・神奈川の取り組み

生活クラブ生活協同組合・神奈川前理事長 藤田ほのみ 氏

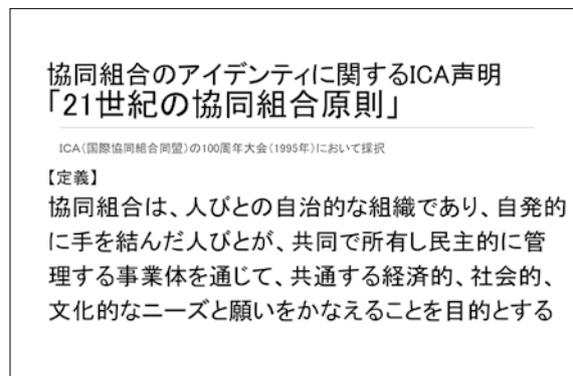
日本にはいろいろな協同組合があり、その中で生活協同組合、生協と言われているものは全国で500を超え、組合員数も約2,800万人います。このように大勢の市民が生活協同組合の組合員であるけれども、なかなか認知されていないのが実態だと思います。

協同組合は、会社組織と違い組合員の生産や生活向上のための組織です。根拠法に基づいた事業をしており、出資も利用も運営もみんな組合員が行っているところに特徴があります。

世界中の協同組合組織の加入するICA (International Cooperative Alliance) という国際組織があります。このICAでは、1995年に声明を発表しており、そこで次のように協同組合を定義しています。「協同組合は、人びとの自治的な組織であり、自発的に手を結んだ人びとが、共同で所有し民主的に管理する事業体を通じて、共通する経済的、社会的、文化的なニーズと願いをかなえることを目的とする。」（資料5-1）

多様な社会の課題の解決に協同組合の果たしている役割はとても大きいし、これからもその役割を果たし

■資料 5-1



ていくというのが大事だと思います。特に、地域密着で顔の見える関係や信頼、それから、地域でお金を回していくことや雇用の創出、環境問題の取組みや、女性、若者、高齢者、障がい者などの社会参加を促していくところでも、協同組合に期待されるものは大きいと感じます。

さて、生活クラブは1965年、東京の世田谷で誕生しました。市民が主人公として生きられる社会をつくるために生活クラブという形で誕生しました（資料5-2）。その後、事業的に支えるための組織として1968年に生活協同組合になりました。

■資料 5-2

生活クラブのはじまり

◆1965年6月、市民が「主人公」として生きられる社会をつくるため東京都世田谷で「生活クラブ」誕生⇒1968年生活協同組合へ。

・商品社会に対する異議申し立てとして地域で生活に根ざしたもとして始まった運動
・地域から人間が人間らしく生きられる民主主義の社会をつくりたい。

◆市民の生活要求の実現⇒社会問題の解決

◆手段：共同購入

◆組織：協同組合（出資・利用・運営の原則）

◆個々人の生活要求をおおぜいの協同の力で解決する

現在では、全国に約40万人の組合員がおり、自分たちで仲間を集めて生活クラブの組織づくりをしてきました。

生活クラブ生協・神奈川は、1971年に横浜の緑区でみどり生協として始まりました。現在、組合員数は約8万人います。神奈川県の世界帯数約420万世帯のうち、組織率は約2%です。

2004年に、自分たちの暮らしと密接につながって活動していくためには、決定権は身近なほうがよいということになり、「参加・分権・自治・公開」をテーマに、法人格を持った5つの地域生協を設立しました。組合員は生活クラブ生協と地域の生活クラブ生協に2重に加入し、共同購入や活動は地域生協を中心に行っている少し複雑な組織になっています（資料5-3）。

■資料 5-3

生活クラブ生協・神奈川の組織

* 1971年 横浜市緑区で「みどり生協」として出発

* 1977年 「生活クラブ生協」と名称変更

* 2004年 法人格を持つ5つの「地域生協」を設立

「参加・分権・自治・公開」

・地域生協は共同購入事業を行う
・組合員参加型の組織運営の事業
・「食生活支援、食生活支援」
・コミュニティ（区・町）単位
・予約（店舗）22店舗

* 生活クラブ神奈川（ユニオン）連帯機能

共済・福祉事業、利用事業など
組合員は、生活クラブ神奈川と地域生協に2重に加入



生活クラブ生協・神奈川における50年の活動は、大きく括ると、自分たちの「生活に必要な材をつくる運動」、自分たちの「生活に必要な社会的な機能をつくる運

動」、地域の活動として、「人と人との関係を豊かにつくる運動」という3つになります。

特に、50年間、地域の課題を組合員自らが協同の力で問題解決するよう取組んできており、地域に住む生活者の立場で様々な先駆的な取組みを行ってきました。一人ひとりが当事者として参加し、責任を引き受けていくことが民主主義に基づく問題解決だと気づいて、そこに参加する人を広げるということを進めてきました。

生活クラブ生協・神奈川では、一人ひとりが大切にされて、たすけあう地域社会づくりや、「社会的弱者」とされてしまう人々も含め社会の中で共にたすけあって生きていけるソーシャルインクルージョンの考えを実践する社会づくりをテーマとしています。組合員同士のたすけあいや市民の支え合いを豊かにして、国や自治体や民間のサービスだけではなく、非営利協同によるオルタナティブな、もう一つのたすけあいを広げることを進めてきています（資料5-4）。

■資料 5-4

協同組合の果たす役割

組合員同士のたすけあい、市民のささえあいを豊かにつくり、国や自治体、民間のサービスだけでなく、非営利協同によるオルタナティブなたすけあいを広げる

地域の課題は地域に住み暮らす、自分たちで問題解決する

- ⇒①地域に目を向けて課題に気づく
②問題解決の当事者となる
③学びあい、共感を広げ解決力を強める

そのベースになる組合員のたすけあいの仕組みのエコ共済制度は、1986年に始まりました。仕組みをつくることで、誰でもが参加でき、助けてと言えない人や、申し訳ないと思ってしまうような人に対してもたすけあう関係を広げていくことができます。エコ共済制度の開始当初の基本理念は、たすけあうことでお金では買えない価値を交換するというものです。組合員が毎月100円ずつ出し合って、その出し合ったお金から困り事を助けた組合員に対してありがたうの気持ちとして、ケア金を支払うという仕組みです。2019年度の加入率は約93%で、

7万5,000人が加入しており、年間申請件数は1万5,000件にのぼります(資料5-5)。

■資料 5-5

組合員同志のたすけあいの仕組み

1986年『エコロ共済制度』スタート

組合員全員が毎月100円を出し合い、「困ったときはおたがいさま」

①共同購入、組合員活動、組合員の生活をささあうしくみ

②困りごとを助けてくれた組合員に対してみんなで出し合った100円の中から「ありがとう」の気持ちとしてケア金を支払うしくみ

③日常的にたすけあえる関係性をつくるための講座、ひろば活動、防災・減災のためのコミュニティづくりの活動

●2019年度 69組織
エコロ共済加入者74,990人(加入率93.2%)
申請数: 15,375件

近年、家族や地域のつながりが薄くなり、困ったときに頼れる知り合いが近くにいない人が増えてきました。生活クラブの組合員も個配やデポー(店舗)の組合員が増え、組合員同士知り合う機会が少なくなっていることが課題でした。また、組合員アンケートでも、若い世帯では、共働きによる子どものお迎えや預かり、子育てと介護の両立などに悩んでいたりと、高齢世帯では重いもの移動やゴミ出し、家族の見守りなど、ちょっとした手助けを必要としている実態が見えてきました。そこで、困っている組合員の多様なニーズに応えるために、2016年にエコロ共済の制度改定を行い、コーディネート機能を持つ「エコロプラス」制度を始めました。毎月100円をプラスして支払いますが、困難を抱える利用者としてそれを支援するサポーターだけでなく、制度に賛同する組合員も加入して、制度を支えています。

利用申請の全体の4分の3を子育てサポートが占

■資料 5-6

◆子育てサポート

分類	サポート申請内容
託児	自宅、サポータ宅 公園、公共施設 など
送迎	保育園・幼稚園、学童、習い事の送迎 障がいのあるお子さんのバス停への送迎
家事支援	食事づくり 家の片付けなど
庭の管理	草取り 留守中の庭木の水やりなど

サポートを依頼する理由は・・・

仕事
兄弟の用事・学校(園)行事、習い事、通院など
PTA活動……登下校の見守りなど
地域活動
妊娠中・産後期
家事に集中……引越し、結婚、確定申告など
リフレッシュ……美容院、趣味など
自己啓発……学習

仕事や産後期を理由とする依頼は、
複数日程の依頼が多い

継続したサポートへ・・・

めています。特に、家事支援や送迎、託児が多いです(資料5-6)。年10万円までが利用上限になっているので、継続して利用したいという組合員からは、利用枠を広げてほしいという要望があります。また、小学校3年生までの対象を小学校6年生まで広げてほしいという要望も出ています。制度を変えるために、エコロプラスに加入する組合員を増やす取り組みを進めています。エコロ共済は、組合員同志の助け合いの仕組みですので、誰でもできるサポートがベースになっています。この制度で対応できないところは専門的などところにつないでいくことも必要です。

2017年度には、生活クラブの事業として「生活クラブ・くらしサポート」を開始しました。これは、仕事を求める組合員を募ってワーカーズ・コレクティブを設立して、お掃除のサービスを中心に家事を支援するものです。生活クラブ生協・神奈川の組合員は、50%以上が60歳代以上でかなり高齢化が進んでおり、いろいろな困り事の相談を受けます。この組合員の生活を支える家事支援事業を通じて直接相談を受けることが多いので、いろいろな運動グループの仕組みやエコロ共済制度等につなげています。同じ生活クラブの組合員がお掃除に来てくれるということで、信頼も厚く、相談をしやすいということもあるかと思えます。

1980年代、日本の中では確実に近づいてきている高齢化社会への対応が大きな問題になり始めていました。当時の日本の福祉政策は、税金100%投入による「措置型」で、いわゆる「施し」的な施策が潮流で、利用できる人も所得などで制限されていました。そうした状況を前に、生活クラブでは、国や行政などにお任せするのではなく自らが福祉の担い手、当事者になりこれからの福祉をつくっていくことが必要なのではないかと考えるようになりました。歳をとっても住み慣れた地域で自分らしく生きたい、自分たちの必要とする福祉を自らが参加することで実現したい、そこから生まれたのが、組合員一人ひとりが個人資源(お金・知恵・労力・自由時間)を出し合って、リスクを共同引き受けし、問題解決を進める「参加型福祉」という生活クラブの福祉の基本コンセプトです。

1985年にはじめて組合員が仲間を集めて「家事介護ワーカーズ」を設立し、その後、神奈川県内にたくさんの家事介護のワーカーズ・コレクティブができました。2000年からは、介護保険事業にも参入しながら、社会保険では実施できないサービスの補完も行っています。また、配食サービスや移動サービス、保育等たくさんのワーカーズを地域に必要と思った組合員が作ってきました。

生活クラブ神奈川では、1987年に日本の生協として初めてのデイサービスセンター「生活リハビリクラブ・麻生」を開設しました。生活することの全てがリハビリになるという意味で「生活リハビリクラブ」と名付けられています。ワーカーズ・コレクティブを形成し、業務を委託して運営しており、ワーカーズと組合員が連携してリハビリクラブを拠点とした地域に根差した参加型福祉の運動をすすめています。2021年現在、6か所で福祉事業を行っています（資料5-7）。

■資料 5-7

組合員同士のたすけあいから 生活を取り巻く地域課題解決へ

時代状況の変化による地域課題の広がり

- ①組合員も含めた地域の高齢化
- ②核家族、共働きなどによる家庭介護の困難
- ③措置型福祉の貧困さ

非営利・共同によるオルタナティブな参加型福祉で
たすけあいのしくみをつくる

また、生活困窮者問題への取り組みとして、一つは、神奈川県的生活再建支援相談事業を受託しています。相談員も組合員から募って、電話相談や面接相談などを請け負っています。それから、NPO法人ワーカーズ・コレクティブ協会、生活クラブ生協・神奈川およびさがみ生活クラブの共同事業体という形で、座間市の就労準備支援事業を2017年度から受託しています。当初、「はたらっく・ざま」では不登校や引きこもりだった若者が多く、最近では、年配の方や外国籍の若者まで利用が広がっており、いろいろな方が座間市から紹介されています。一人一人が持っている背景や事情が違うので、一人一人に寄り添うというところでは、かなり丁寧なサポートが必要ですが、実績が評価されて、湯河原町でも共同事業体「はたらっく・ゆがわら」の取り組みが始まっています。

少子高齢化、格差・貧困が広がる社会状況にあって、地域での孤立・分断がますます進行しています。引きこもる若者、孤立する子育てなどの問題は、他人ごとではなく、地域の中でつながりを作っていくことで少しでも解決につながると思います。今、私たちはいろんな地域の中で、組合員だけではなく地域の人たちと一緒に、居場所づくりをすすめています。生活クラブ神奈川では、その支援策も打ち出して、地域の中で人と人の結びつきを作っていく取り組みをすすめています。

<文責 全労済協会調査研究部>

「人生100年時代を見据えて
生協共済に期待される役割」

財務省主計局給与共済課共済計理官 西尾 穂高(前全労済協会主席研究員)

1 生協共済とその特徴

生協(消費生活協同組合)というと、食品や生活用品の宅配を行う購買生協を想像する方が多いかも知れない。

生協はもともと19世紀半ば当時のイギリスの労働者の劣悪な生活環境を改善するための社会運動の中で「ロッチデール先駆者協同組合」が設立されたことに源流を持つ協同組織である。協同組合には、当初から (i) 組合員自らの出資により設立され (ii) 適正な品質の商品を市価で取引し (iii) 剰余金は利用高に応じて分配し (iv) 1組合員が1票の権利を持つ といった、現代の生協と同様の運営の仕組みが備わっていた。

なお、生協を含む協同組合はその後も発展を続け、2016年にはユネスコ(国連教育科学文化機関)の「無形文化資産」に登録することが決定されたほか、同年には、国連に採択されたSDGs(持続可能な開発目標)を推進する上でのパートナーとして政府の「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」に紹介された。これは、協同組合という組織形態が、民主的に運営される組織の規範の一種として認知されていることを示すものだ。

上記のような協同組合の運営の仕組みは、行う事業が購買以外であっても同じである。我が国の生協法において実施可能とされているのは、購買事業、施設利用事業や医療事業、福祉事業などがあり、共済事業もその1つだ。

生協が実施する共済事業(生協共済)とは、いわゆる保険に似た形で、組合員は「共済掛金」を生協に払い込み、組合員の死亡や病気などの共済事故が発生した

ときには組合員やその家族に「共済金」を支払うことによって、組合員同士の支え合いを目的とする事業のことである。たとえば、本誌を発行する全労済協会の母体の1つであるこくみん共済coopは「こくみん共済」のブランドで専ら共済事業を行う生協(共済生協)だ。共済生協には、ほかに都道府県民共済ブランドの全国生協連や、CO・OP共済ブランドのコープ共済連などがある。

日本共済協会「共済年鑑2020年版」によれば、共済生協の事業規模は直近時点で契約件数で約7千7百万件、年間の共済掛金払込額で1兆6千億円と、相当の規模になっている。

生協共済の代表的なものとしては、組合員が病気やけが、災害などにより死亡した場合に、組合員の配偶者をはじめとする遺族にあらかじめ約定した額の共済金を支払う、組合員の死亡に対する保障が挙げられる。

共済生協は、組合員が病気や入院したり要介護状態になったりした場合に、組合員に、病気の種類や入院日数、治療内容、要介護度などに応じた額の共済金を支払う医療保障や介護保障も提供している。ほかに、個人年金のような形で、組合員が所定の年齢に達して生存している場合に組合員にあらかじめ約定した額の共済金を支払う生存保障を提供している共済生協もある。

共済生協は、死亡保障や医療・介護保障、生存保障は組合員の状態に対する保障を提供しているいっぽう、組合員が交通事故を起こしたり、組合員の所有物件が火事や自然災害の被害を受けたりした場合に、実損を填補する共済金を支払う損害系の保障を提供する生協もある。

生協共済は、外形的には保険会社が実施する保険と似ているが、保険と共済では保障の設計の思想が異

なっている。

たとえば保険会社の生命保険の生命保険料は加入時の年齢により細かく区分されていることが一般的であるし、医的審査を経て契約する商品が主流である。これは、個々の契約者のリスクに応じた保険料を設定するのがフェアだという思想がまずあって、保険数理にもとづく保険料が個人単位で収支が均衡するように設計されているためだ。

いっぽう、生協共済の生命保障の共済掛金は、大きな年齢区分はあるものの、区分の中では年齢に無関係に設定されていることが一般的で、医的審査を経ず健康状態の告知をすれば契約できる保障が主流である。これは、共済は組合員間の相互扶助であるという思想がまずあって、技術的には保険数理を活用しつつ、集団として収支が均衡するように設計されているためだ。（もちろん、保険と共済のどちらが一方的に優れているといったことではなく、それぞれの事業にそのような思想背景があるということである。）

生協の共済事業のもう一つの特徴は、労働者福祉運動との結びつきである。1950年前後、中央労福協や日本生協連が労働者福祉運動の一環として共済事業を提唱したことなどをきっかけにその後大阪、新潟などの18都道府県で設立された労働者共済生協が設立された。

たとえば本誌を発行する全労済協会の設立母体の一つであるこくみん共済 coop（全労済）は、その中央組織

として設立された労済連が生協法にもとづく法人格を取得した経緯でできたものである。その後もこくみん共済 coopでは阪神・淡路大震災を契機として「自然災害に対する国民的保障制度を求める国民会議」を発足させ「被災者生活再建支援法」の成立につなげるなど、勤労者福祉を一層推進している。

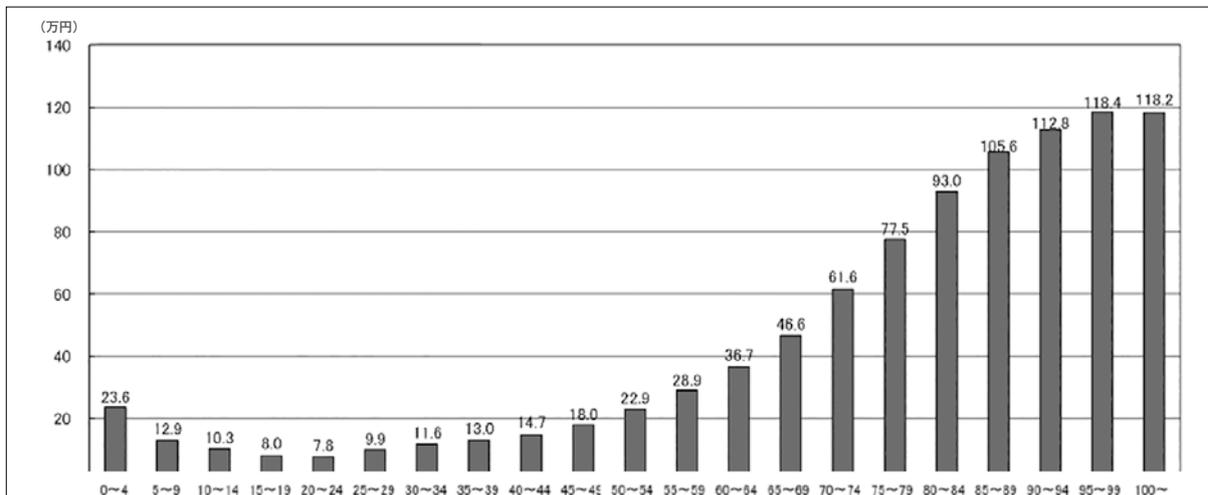
生協の共済事業の3つ目の特質は、組合員同士の助け合いという共済事業の本旨に則って、組合員の生活改善に向けて様々な取り組みを行っていることだ。

たとえば、こくみん共済 coopでは東日本大震災で被災された「最後のおひとりまで」の精神で共済金請求を促す訪問活動などを実施するなど、共済事故が起こった組合員に共済金支払いを確実にを行うための活動を行っている。他の共済生協でもライフプランと資金計画についての学習会を開催したり、公的社会保障のガイドブックを組合員に進呈したりするなどの取り組みを行っている。

2 人生100年時代に想定されるリスク

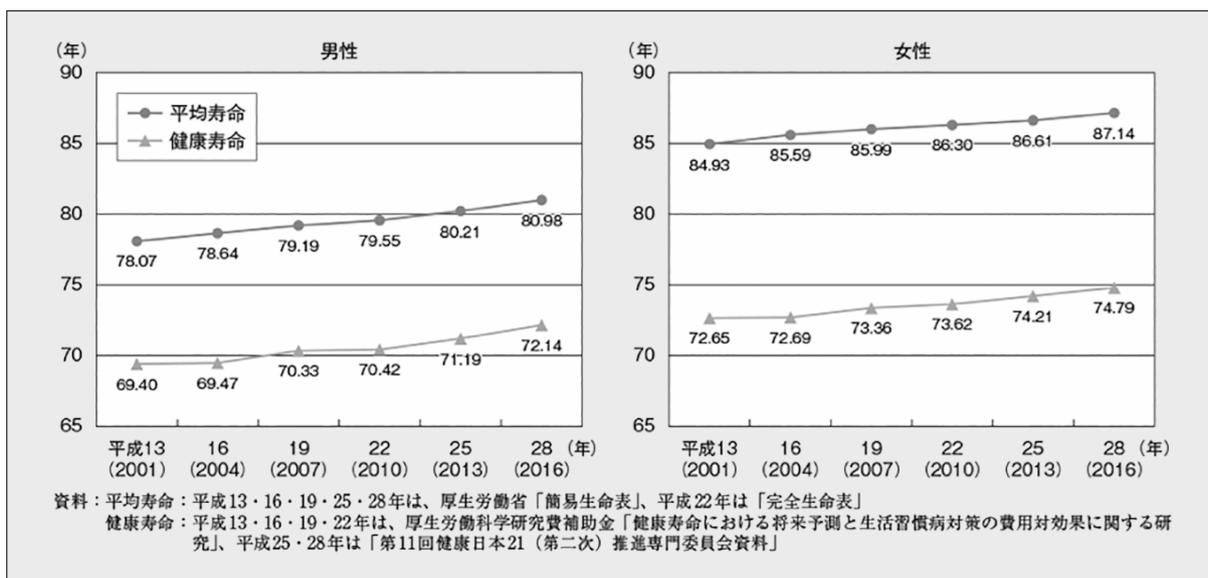
近年、平均寿命は延び続けており、いずれ人生100年時代が到来するのではないかと言われている。実際、2050年頃には、65歳時点での平均余命が男子約22年・女子約27年に達して、人生が100年に近づくことが見込まれている。

■図表 1：平成29年度年齢階級別1人あたり年間医療費



厚生労働省作成資料

■図表 2



内閣府 平成30年版高齢社会白書より

寿命が100年に近い時代においては、人生の早い段階で死亡するリスクは相対的に減るいっぽう、長寿化に起因するさまざまなリスクが考えられる。

第1に、医療や介護の費用がかかるリスクである。一般に、20歳以上の平均的な1人あたり年間医療費は年齢とともに高くなり、たとえば60歳代後半に比べても80歳代前半の年間医療費は約2倍、90歳代後半になると約2.5倍となる。公的医療保険制度によって高齢者の医療費の自己負担割合は2割以内に抑えられているが、医療費が増えれば自己負担も増えることには変わりはない。したがって、長生きすればするほど将来の医療費の心配が生じてくる【図表1】。

近年の平均寿命は、たとえば2001年から2016年にかけて男性では78歳から81歳に・女性では85歳から87歳に伸びている。いっぽう、健康に生活できると期待される「健康寿命」は、同じ期間に男性では69歳から72歳に・女性では73歳から75歳に伸びており、「健康寿命と平均寿命の間」は男性9年・女性10年で変わっていない【図表2】。

つまり、介護の必要性が増す期間は以前と変わらないが、その期間に該当する年齢は上昇している。長寿化がすすむと将来の介護費用の心配も増すというのは直感的には明らかではあるが、介護が必要な期間はあまり変わらず、医療費と同様に年齢とともに介護費用の単価

が増えることでリスクが生じるということになる。

人生が100年に近づくことによる第2のリスクとして、医療や介護以前の日常生活費を賄えるかどうかということが考えられる。

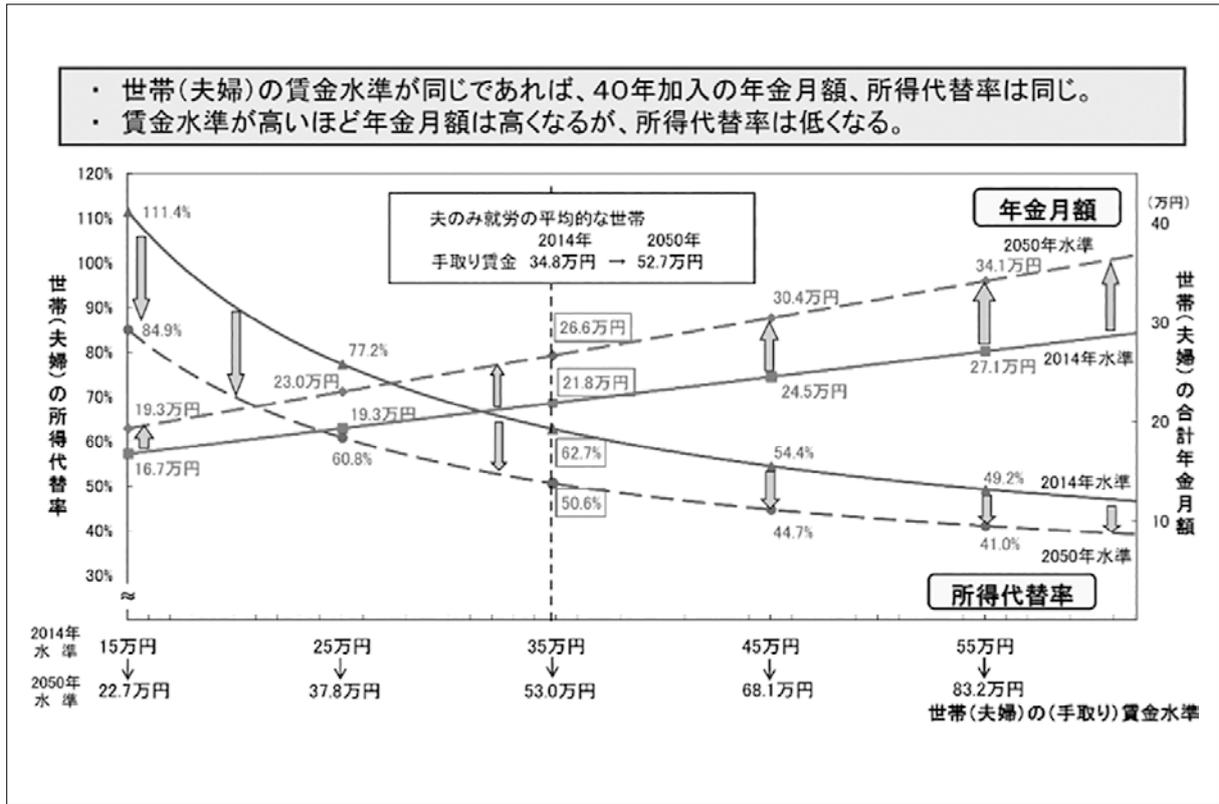
我が国の公的年金制度は、物価の上昇に応じて年金支給額を増やすようになってきているいっぽう、公的年金制度の支え手である現役世代の人口の減少に応じて年金額の増えかたを調整する仕組み（マクロ経済スライド）が組み込まれている。

そのため、年金を受給し始めてから時間が経過するにつれて、現役時代の手取り収入に対する年金受給額の比率（所得代替率）は減少していくことが想定されている。したがって、公的年金を受給しながらその後の物価上昇に対応した生活水準を維持しようとするれば、公的年金以外の貯蓄あるいは収入源が必要となる【図表3】。

第3のリスクとして、高齢期の認知機能の低下にともなって、生活していく上でのさまざまな困難が生じる恐れがある。

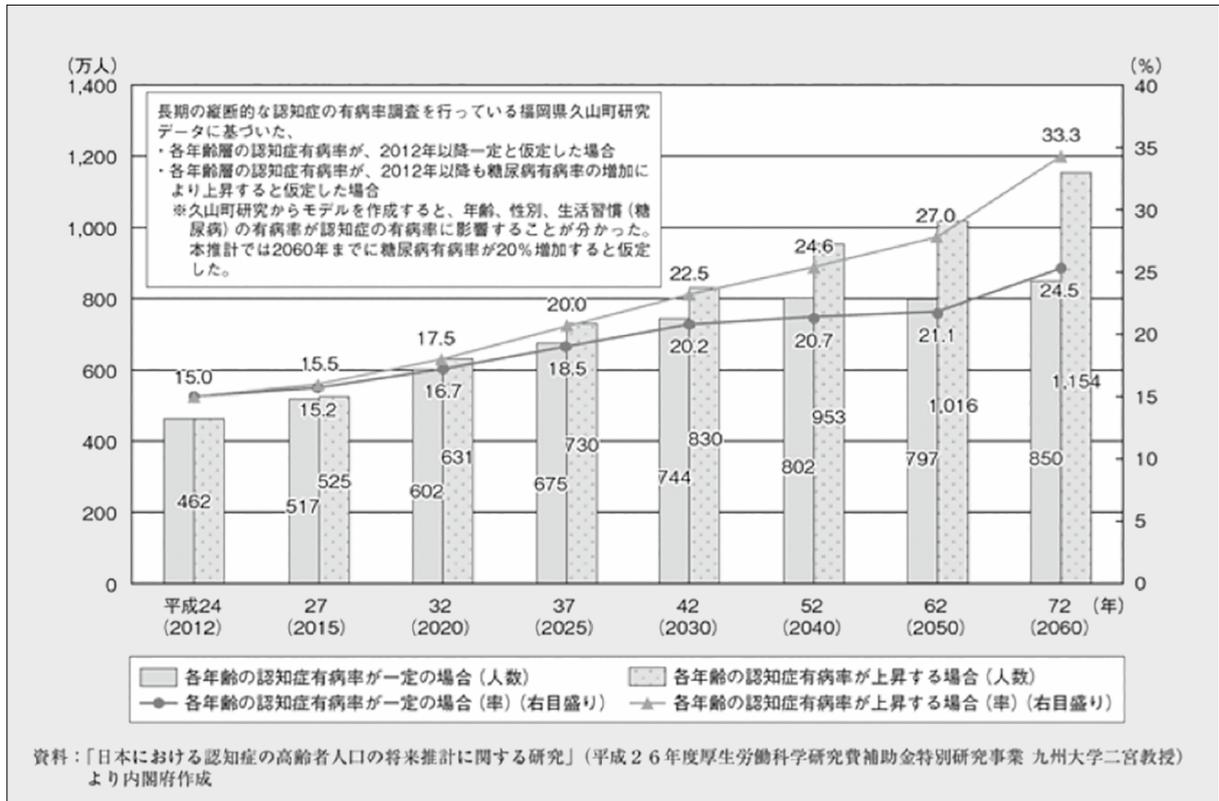
認知症になると、記憶障害や幻視、歩行障害などが生じて、日常生活を送ることが難しくなる。高齢化の進展によって認知症のある高齢者は増え続けており、2060年頃には65歳以上の4人に1人は認知症になっているとの予想も知られている。いわゆる認知症に至らなかったとしても、年齢とともに認知処理の速度が

■図表 3：賃金水準別の年金月額及び所得代替率〈経済：ケース E 人口：中位〉



厚生労働省 平成26年度公的年金財政検証結果より

■図表 4：65歳以上の認知症患者の推定者と推定有病率



内閣府 平成29年版高齢社会白書より

低下することや記憶が薄れやすくなることが確かめられている【図表4】。

3 生協共済に期待される役割

人生100年時代における第1のリスク「高齢期に医療・介護にかかる費用」について、年齢が上がるにつれて医療・介護にかかる費用の単価は増加し、また医療費は急性期をしのげば落ち着くことも期待できる一方で介護費用は特に健康寿命以降の期間を通じて恒常的にかかる可能性が大きい。しかし、高齢期の医療・介護を保障する共済の医療保障に加入していれば、相応な医療・介護費用がかかっても支払いに困ることはない。したがって、寿命が人生100年に近づく状況においては、高齢期の医療・介護関連の支出に備える共済の保障にアクセスできることが望ましいと言える。共済生協においては、現に提供している高齢期に医療保障・介護保障が得られる共済を引き続き提供するとともに、一層推進していくことが望まれる。

人生100年時代における第2のリスク「公的年金で医療・介護以前の日常生活費が賅えないリスク」については、公的年金はマクロ経済スライド調整の仕組みにより受給開始時に比した実質的な価値が調整されていくことを考慮すると、共済生協においては、公的年金を補完するために現に提供している生存保障性の共済を引き続き提供していくことが望まれる。ただし、現在のように長寿化がすすみ、しかも低金利という状況下では、掛金として払い込まれた額に利子をつけつつ死亡した場合にも生存保障の原資相当を返戻するという伝統的な保障設計では給付の水準を確保することが難しくなっている。こうした状況に鑑みると、死亡した場合の返戻を廃止して生存保障に特化する設計の保障とすることなどが考えられる。

なお、高齢期における身体機能の低下に伴う医療・介護のニーズは、程度の差はあれ常に生じている。したがって、高齢期の医療・介護保障は、一義的には人生100年時代の第1のリスクに備える性質のものではあるが、高齢期に恒常的に生じる医療・介護関連費用を賅

う生協共済の保障に加入していることは、結果的に、医療・介護以外の日常生活費を増やす効果があることにも留意したい。

人生100年時代における第3のリスクである高齢期の認知機能の低下に対して、保険の世界では、認知症予防のサービスを組み込んだり認知症になった場合の保障を提供したりする商品も登場している。人生100年時代が近づき、今後、認知症をもつ高齢者は増えていく見込みであることを踏まえると、生協共済においても認知症をカバーする共済の仕組みを検討・開発することが望まれる。

ところで、共済生協は、共済引き受けを通じて組合員の生活状況を把握できることがある。たとえば医療や介護の保障の共済金請求があった際に組合員の認知症の進行を把握したり、組合員の現住所から離れた住宅の火災保障を引き受けた際には空き家であることを把握したりすることがあり得る。こうした場合に、地域の包括支援センターや空き家の定期的見守りを行うNPOに共済生協から情報提供ができれば、行政やNPOからの支援を受けやすくなることから、今後、各種共済の規約において、加入者の同意を前提に、地域の行政機関やNPO等への個人情報提供を可能にすることが望ましい。

4 生協共済が期待される役割を果たせるために

共済生協が人生100年時代の諸々のリスクへの対応を行いやすくするためには、その環境づくりが重要となる。

生協共済が組合員の生活向上を目指す生協運動に根差して展開されている事業であることを考えると、1点目として、共済生協が組合員の互助を行いやすくするための政策的な対応がなされることが望ましいと言える。

例えば、共済生協が事業を行う根拠法である生協法には、契約者保護の観点から様々な規制が設けられている。ただ、いわゆる自賠責保険に相当する「責任共済」を行う生協は毎年行政庁の検査を受ける必要があるなど、同種の事業を行う保険会社に比べて厳しい規

制となっている箇所がある。こうした規制を、少なくとも保険会社と同程度まで緩和すれば、事業体の経営資源を、より組合員の互助に振り向けることが可能となる。

また、人生100年時代に近づいた際に、共済生協が提供する保障により、医療・介護の自己負担増を緩和できるとともに、公的年金受給開始後の実質価値の保持に役立つことが期待される。

すなわち、生協共済は公的社会保障を補完する機能を果たしうる。公的社会保障には社会保険料控除や給付受給時の公的年金等控除などの税制上の措置が講じられていることから生協共済の掛金や給付金に、一定の税制上の措置を与えることも考えられる。

2点目として、リスクの保障を行う共済生協がリスクを引き受けやすくするための政策的な対応が望まれる。

共済生協は、医療・介護や生存給付などの保障だけでなく、自動車や火災、自然災害などの保障も引き受けている。こうした仕組みのうち、自賠責保険に相当する責任共済部分については、政府が保険会社を含めた共同のリスクプールとして用意した受け皿に参加することができている。

しかし、いわゆる地震保険の部分については、政府が保険会社等のために用意した共同リスクプールに参加できない状態となっている。勤労者が住宅を自然災害から守る仕組みとしての自然災害共済を有効に機能させるためには、共済生協も地震保障の共同リスクプールに参加できるようにすることが望ましい。リスクプールは幅広いリスクの引き受け主体が参加することによりリスク

分散が働くことから、生協共済を参加させることは、すでにリスクプールを利用している保険会社にもメリットがある。

同様に、幅広い加入者間でリスクを分散させる観点からは、共済生協に現状では認められていない海外での事業展開を可能にすることも有効である。

3点目として、生協共済は組合員相互の助け合いの仕組みであることから、共済としての保障を提供するだけでなく、勤労者組織や地域の公的機関と連携して、組合員相互の助け合いをサポートする役割を果たしやすくするための対応も期待される。

例えば、共済生協は、自らが組合員個人と契約をすることのみ認められており、労働組合や自治会といった団体単位での契約を行うことや、共済事業を実施する生協の子法人が共済契約の媒介・代理を行うことは、現状では認められていない。こうした規制を緩和すれば、一定の職域や地域のつながりのある人同士の支えあいをより円滑に行うことができると考えられる。

これからの人生100年時代を生きる人々が想定されるリスクをカバーしやすくなるよう、組合員同士の助け合いを第一とする生協共済の役割に大いに期待したい。

(本稿の内容は筆者の個人的見解であり、筆者の属する組織の政策等とは無関係である。)

公益財団法人 連合総合生活開発研究所「『人生100年時代』長寿社会における新たな生き方・暮らし方に関する調査研究報告書」[第4編第4章]を一部加筆・修正。



2020年度下半期 全労済協会シンクタンク事業 主な活動のご報告

客員研究員 中間報告会 開催

2020年10月30日（金）にオンラインによる中間報告会を開催し、第6期客員研究員2名（2020年4月～2022年3月）の進捗報告がありました。参加いただいた有識者からのアドバイスを反映して、さらに研究を進めていただきます。

- ◆ 明治大学大学院法学研究科 横沢 恭平 氏
『自動運転社会における被害者救済策のあり方について』
- ◆ 京都大学大学院文学研究科 浮網 佳苗 氏
『生活協同組合への若年世代の参加について』

※客員研究員：当協会が研究機会提供と育成支援を目的として任用した若手研究者



2020年度公募委託調査研究 採用した3名が研究を開始

当協会では毎年度、委託調査研究を公募して研究者を支援しています。2020年度も「ともに助けあい、支えあう社会をめざして」をテーマに募集し、3名の方を採用しました。

2021年1月に採用者とオンラインによる説明会を開催し、2月から研究がスタートしています。

2022年3月には研究成果を提出いただく予定です。

2020年度公募委託調査研究 採用者とテーマ

- ◆ 甲南大学経済学部教授 足立 泰美 氏
『高齢者雇用と年金制度に関する実証分析』
- ◆ 東京福祉大学心理学部講師 谷口 恵子 氏
『地域住民・地域組織をつないでつくる、住みやすい街づくり』
- ◆ 東京都健康長寿医療センター研究所社会参加と地域保健研究チーム研究員 村山 陽 氏
『コロナ禍における自立相談支援機関の課題と展望に関する調査研究：援助要請の観点から』
※共同研究は代表者のみ記載

アンケート調査結果を発刊 働く人の共済・保険に関する意識調査結果

当協会では2011年度より勤労者のアンケートを実施しています。2名の研究者のご協力のもと実施したインターネット調査結果をとりまとめた「共済・保険に関する意識調査結果報告書（2019年版）」を2021年2月に発刊しました。

今回の調査では低所得の勤労者世帯を中心に実施した独自の調査となっています。ぜひご覧ください。



日本大学商学部教授 岡田 太 氏
日本大学講師 谷川 孝美 氏
『共済・保険に関する意識調査結果報告書（2019年版）』

当協会ホームページから
閲覧・取り寄せが可能です

<https://www.zenrosaikyokai.or.jp/library/enquete/>

検索

退職準備教育のための コーディネーター養成講座 基礎研修会 初のオンライン研修会を開催

労働組合の方にリタイア後の充実した生活設計に必要な基礎知識を身につけていただき、ご自身が組合活動の中でコーディネーターとなって、組合員の方への研修会やフォローに役立てていただくことを目的に、研修会を毎年開催しています。

2020年度は初めてオンラインで開催しました。

2020年11月4日（水）から11月30日（月）の間、研修動画を公開。視聴場所・時間を問わずに視聴可能となり、北海道から沖縄まで全国各地から昨年比約3倍の方に受講いただきました。

研修会の概要

- ◆カリキュラム（約5時間の動画）
 - [序章]定年後の準備状況をチェックしよう
 - [第1章]実際に生活設計に取り組もう
 - [第2章]リタイア後の暮らしの見直し方を学ぼう
 - [第3章]リタイア直前の準備
 - [第4章]望む暮らしをまっとうするために
- ◆受講料 1,000円



講師：塚原 哲氏
(CFP®ファイナンシャル・プランナー/生活経済研究所長野所長)



研修で使用しているテキストは、当協会ホームページから1部300円（税込）でご購入いただけます（別途振込手数料が必要）。

慶應義塾大学寄附講座 全講義をオンラインで開催

慶應義塾大学における寄附講座は、6年目を迎えました。2020年は、「公共私による新たな福祉価値の創造－新しい福祉価値をどのように生み出すか－」をテーマに、SDGs（持続可能な開発目標）にそった最新の動向について、各分野の専門家の方にお話を伺いました。

10月6日（火）～12月15日（火）の間、全11回の講義をオンラインで開催しました。各回の講師や講義概要は、当協会HPにてご紹介しています。

<https://www.zenrosaikyokai.or.jp/thinktank/event/action/>

検索

東日本大震災から10年 寺島実郎氏をお招きし、こくみん共済coop 「これからの防災・減災運動」と連携した オンラインシンポジウムを開催



◆寺島 実郎氏 一般財団法人日本総合研究所会長
「東日本大震災から10年 これまでのふり振り返りと今後の展望」

シンポジウムは録画配信形式を採用し、事前にお申し込みいただいた1,000名様に2021年3月11日（木）～3月31日（水）の期間限定で動画を配信しました。

寺島氏は資料集「寺島実郎の時代認識」を参照しながら、私たちが生きている今日の時代を社会の動きの中でどのように捉えるべきか歴史を振り返りながら解説され、その上で東日本大震災の被災地の復興の実情と、日本社会が進むべき防災・減災の道筋について具体的施策も含めてご示唆いただきました。

※6月末まで概要をホームページでご覧いただけます。

<https://www.zenrosaikyokai.or.jp/thinktank/event/symposium-lecture/>

検索

書籍 紹介

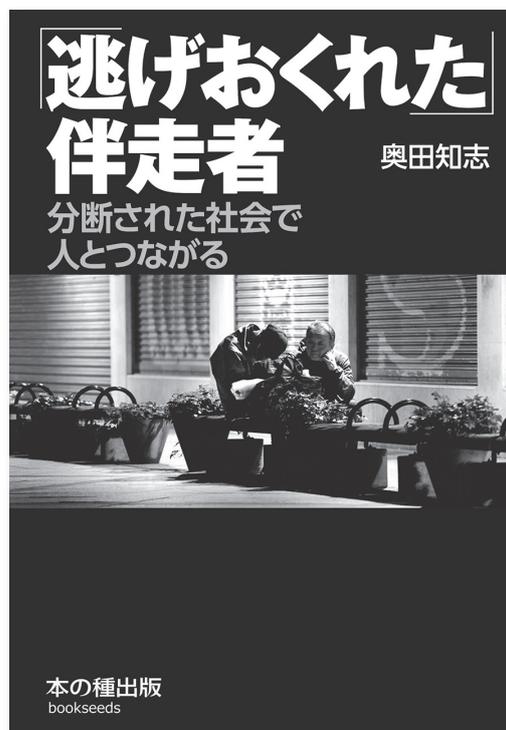
「逃げおくれた」伴走者 一分断された社会で人とつながる

著者の奥田知志さんは、北九州市にある日本バプテスト連盟・東八幡キリスト教会の牧師で、認定NPO法人抱樸の理事長。困窮者をワンストップで引き受けて、適切な資源に結びつける「伴走型支援」を提唱・実践している。ホームレスへの支援（毎週の炊き出し、住まい、就職の世話など）で始まった活動は、今や対象を「子ども」や「家庭」にも広げ、さらに「まちづくり」にまで及んでいる。そして活動は今年33年目を迎える。

その奥田さんが折にふれてネット等で公表した文章、NHKラジオでの語りの記録、コロナ緊急支援として抱樸が行ったクラウドファンディングの応援企画「YouTube抱樸チャンネル」における対談の記録などで構成したのが本書だ。

彼は問う。相模原（津久井やまゆり園）事件、台風19号下のホームレス排除事件は特異な出来事か？ 子どもが自死を選ぶ社会はまともか？ そして、主張する。今こそ「自己責任」を言い訳に人を助けられない社会から、安心して出会いつながる社会へ。決して、誰かを声高に糾弾する問い・主張ではない。なぜなら、彼は自身の弱さを知っているから。弱い人間として素直に人と出会い、出会ったからには責任があると、自らに言い聞かせてきたにすぎないから。本書の「はじめに」では、「『引き受ける勇気』はない。しかし、厄介なことに『逃げる勇気』もなかった」と述べている。

とはいえ、誰もがそんな活動を、しかも長年続けられるわけではない。だから感心し、「あっぱれ」と賛辞を贈る。そして、応援したくなる。現に、「新型コロナ禍での自殺者・ホームレスの増加をなんとかして止めたい」と訴え、全国10都市で支援付き住宅を整備するなどのために実施したクラウドファンディングは、多くの人の共感呼び、1万人以上から1億1千万円以上が集まった。<文責：本の種出版>



奥田知志 著

ISBN：978-4-907582-22-7 C0036

定 価：本体 2,200 円（税込）

発売日：2020 年 12 月 23 日刊

版 元：本の種出版

判 形：四六判 288 頁 並製

●著者紹介

奥田知志（おくだ ともし）

1963 年滋賀県生まれ。日本バプテスト連盟・東八幡キリスト教会牧師。認定 NPO 法人抱樸理事長。関西学院大学神学部大学院修士課程修了、西南学院大学神学部専攻科卒業、九州大学大学院博士課程後期単位取得。公益財団法人共生地域創造財団、ホームレス支援全国ネットワーク、生活困窮者自立支援全国ネットワーク、全国居住支援法人協議会など代表。第 1 回（2016 年度）賀川豊彦賞、第 19 回（2017 年度）糸賀一雄記念賞受賞。著書に『もう、ひとりにさせない——わが父の家はすみか多し』（いのちのことば社、2011 年）、『「助けて」と言える国へ』（共著、集英社新書、2013 年）、『生活困窮者への伴走型支援——経済的困窮と社会的孤立に対応するトータルサポート』（共著、明石書店、2014 年）、『いつか笑える日が来る——我、汝を孤児とはせず』（いのちのことば社、2019 年）などがある。

組織紹介

公益財団法人 生協総合研究所

～生協のシンクタンクとして、協同組合の発展をめざす～

おなじ生協の仲間として

協同組合的活動自体は、江戸末期からあるともされるが、今に続く生協の歴史は大正時代に始まった。1921年現在のコープこうべの前身となる神戸購買組合と灘購買組合、1926年に現在の大学生協の前身となる東京学生消費組合、1927年に東京に江東消費組合などが設立された。

このような生協の誕生の中心となった人物が“生協の父”といわれる賀川豊彦である。戦後、協同組合運動の復興を目指して、日本協同組合同盟が1945年に設立され、賀川豊彦が初代会長に就任した。当初から協同組合が保険事業を取り組むことが目指されたが、その時は実現せず、1950年以降各地での取り組みを契機として労働者共済生協が誕生し、現在のこくみん共済 coopにつながっている。

一方それ以外の生協は、地域や職場・大学などに根差して消費物資購買を主な事業領域として活動を発展させて、現在に至っている。現在は、日本生活協同組合連合会（日本生協連）、日本コープ共済生活協同組合連合会、全国大学生生活協同組合連合会、全国大学生協共済生活協同組合連合会、日本医療福祉生活協同組合連合会、及びこれらの会員組織が、全国の地域で手を取り合って取り組みを進めている。

都道府県単位の生協連合会では、こくみん共済 coopの皆さんと一緒に活動している。全国の生協は、2019年段階で、全国に561生協があり、組合員数は約2963万人、総事業高約3兆5500億円となっている。

生協のシンクタンクとして

生協総合研究所は、その前身が1964年全国大学生協連のもとに設置された「生活協同組合研究会」である。その後「生活問題研究所」を経て、1989年財団法人生協総合研究所が発足した。翌年から研

究会を組織した活動として、「くらしと環境問題研究会」「協同組合制度研究会」「生活研究会」を発足させた。いずれも、当時の社会状況や生協の問題意識を反映した活動であった。

また現在に続く活動として、日本生協連の「全国生協組合員生活動向調査（現在の全国組合員意識調査）」の調査受託を開始し、またアジアの生協に対する支援・協力のために設けられた「アジア生協協力基金」の運営を、日本生協連から移管した。

その後、研究会活動を軸としながら、その成果を研究誌『生活協同組合研究』として毎月発刊し、また全国研究集会や公開研究会などを通じて、生協全体に報告し、今後の活動につながるよう取り組みを進めてきた。2009年には公益認定を得て、公益財団法人生協総合研究所となった。

コロナ禍での生協

2020年は新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた1年であった。日本中、いや世界中の人々が病におののき、身をすくませて生活を送らざるを得ない状態が、今なお続いている。疫病は人々に平等に降りかかるが、その影響は社会的に弱い立場の人々に、より深刻に降りかかっている。

全国の生協は、大学生協は学生の登校が激減するなど、事業的に大変厳しい状況におかれている。これは職場職域の生協でも同様である。また医療福祉生協は新型コロナ対応にシフトすることで、一般診療が減少し、経営的に厳しい状況におかれている。日本生協連は、これら厳しい事業環境下にある生協への支援を全国の生協に呼びかけており、各地での支援活動が始まっている。2020年12月こくみん共済 coopからも生協の仲間として大きな支援をいただいた。

地域の生協では、組合員に呼びかけ、また事業で余った食品を集めて、生活に困難を抱える人たちに届けるフードドライブなどの活動が、この機に全国でひろがっている。これは、各地でこれまで子ども食堂など地域での活動をおこなってきた経験にも基づいている。

全国の地域生協では、巣ごもり消費の増大により、20年3月以降店舗・宅配ともに多くの組合員利用を集め、一部商品品切れなどご迷惑をおかけしつつも、商品供給を続けてきている。特に宅配利用の拡大が進んでおり、12月末には過去最高の利用金額となった。コロナ禍の下では、こうした組合員の利用動向が続く見込みであることが、当研究所の

調査結果によっても明らかになっている。これらを支える生協職員は、医療福祉生協の職員と合わせエッセンシャルワーカーとして努力を続けている。

コロナ後の社会に向けて

日本生協連は、2020年に「日本の生協の2030年ビジョン」として、SDGsの考え方をベースとしながら2030年までに生協がめざす姿を明らかにした。生協や協同組合のつながりに加え、行政・諸団体・事業者・個人など、人と人とのつながりから生まれる力を活かし、そして「つながる力」により、5つの課題を実現していくことにしている。【図1】

【図1】



日本生協連ホームページより

[図2]

生協総合研究所のミッション&ビジョン

生協総合研究所のミッション

生協総合研究所は、生協組合員・役職員と研究者の共同作業によって、暮らしと生協のあり方について調査、研究、社会的提言を行うシンクタンクとしての機能を強化・発揮し、人々の生活向上に貢献します。

mission

生協総合研究所の2030年ビジョン

1. 人生100年時代を見据え、暮らしの変化に対応した生協の役割と課題について、研究と提言を行います。
2. 少子高齢・人口減少社会の中で、地域共生社会の実現に向け、生協を含む市民社会セクターが果たす役割を探究します。
3. 生協と社会の未来を担う次世代の人づくりに積極的な役割を果たします。
4. 協同組合研究の国際的な発展に貢献するとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の実現に積極的な役割を果たします。
5. 生協を含む市民社会セクターに関する総合的な情報を収集・蓄積し、社会に発信します。
6. 協同組合に関わる研究機関とのネットワークを拡充し、より先進的な研究を行うための研究基盤を整えます。

vision

生協総合研究所も、2020年に2030ビジョンを定めて取り組みを進めていくことを定めた。おりしもコロナ禍が広がる中で、この状況下で起きている事々を捉えつつ、コロナ禍後の社会で、生協を含む市民セクターが、どのような役割を果たしていくのかを明らかにしようとしている。【図2】

2020年度は、計画していた事業を断念せざるを得ないなど、研究所の活動が十分に展開できない事態を迫られている。一方、ほぼ月2回程度様々なテーマで公開研究会をオンラインで開催し、毎回生協の役職員のみならず、組合員や他の協同組合関係者、研究者など幅広い参加を得て研究活動を繰り返している。

ニューノーマルの生活様式を推し進めるためにDX（デジタル・トランスフォーメーション）という言葉が持てはやされている。デジタルネイティブと言われる概ね1980年以降2000年頃までに生まれた世代は、国際的にはミレニアル世代とも言われ、

現在の社会の中核をなす人々である。日本でもこうした人々が、社会の中心で活躍していく世の中を実現させていく必要がある。そのためには、様々なことがデジタル化されていくことは自明のこととして、その上で何を指すのかを明らかにすることが問われている。生協を含む協同組合が、デジタル化の向こうに、どのような景色を描こうとしているのか。生協総合研究所も、協同組合の仲間と一緒に考え合う取り組みを進めていきたい。

執筆者：公益財団法人 生協総合研究所
事務局長 茂垣達也

【略歴】1983年 日本生活協同組合連合会 入協
商品部バイヤー、コープ商品開発担当・マネージャーなどを歴任
(株)コープクリーン 営業部長など
2020年より現職

既刊

「WELFARE」ご紹介

2017年7月より発刊している、当協会の月刊誌「Monthly Note」の特別号「WELFARE」のバックナンバーをご紹介します。

■ WELFARE 2020 Autumn / No.9 (2020年10月)

〈巻頭理事長対談〉中村天江氏×神津里季生理事長

- ・マルチリレーション社会の実現に向けて～「声」をあげることで豊かなつながりを～

〈特集〉一人ひとりが生き生きと働ける次世代社会の創造

- ・オムロン京都太陽の障がい者雇用拡大の取り組みから
- ・wiwiwの女性活躍推進、仕事と介護の両立支援の取り組みから
- ・コロナ禍を機に広がるテレワーク活用～今後の柔軟な働き方の基盤整備に向けて～

〈活動報告〉

- ・2019年度勤労者福祉研究会開催報告「Better Life 研究会」を開催しています
- ・公募委託調査研究 報告書発刊
- ・第5期客員研究員 報告会を開催しました

〈書籍紹介〉

- ・広井良典著「人口減少社会のデザイン」

〈組織紹介〉

- ・一般社団法人 全国労働金庫協会



■ WELFARE 2020 Spring / No.8 (2020年4月)

〈巻頭理事長対談〉駒村康平氏×神津里季生理事長

- ・これからの時代を歩む若者へ～5年間の寄附講座を経て「つなぐ」言葉～

〈特集〉新時代の担い手をはぐくむ社会をめざして～子ども・若者の社会的包摂～

- ・子どもの貧困対策の新たな取り組み：子育て応援フードバントリー
- ・就労困難な若者を放置しない社会
- ・沖縄県における「ろうきん 全労済 働く仲間のゆめ・みらい基金」の取り組み

〈活動報告〉

- ・2019年度シンポジウム「孤立する都市から共創するまちへ」開催報告
- ・シンポジウム「阪神・淡路大震災25年の軌跡 震災を正しく恐れ正しく備える」開催報告
- ・2019年度（公財）国際労働財団の国際支援事業への協力活動報告
- ・2019年度勤労者福祉研究会開催報告 新たに「Better Life 研究会」を開催
- ・2018年任用客員研究員 中間報告会開催報告
- ・2019年度公募委託調査研究 採用結果報告

〈発刊報告〉

- ・「実りあるセカンドライフをめざして」2020年版発刊のご案内

〈書籍紹介〉

- ・駒村康平編著「社会のしながり」

〈組織紹介〉

- ・くらしと協同の研究所



■ WELFARE 2019 Autumn / No.7 (2019年10月)

〈巻頭理事長対談〉国谷裕子氏×神津里季生理事長

- ・SDGsの意義と日本社会の今&これから～当事者意識を持って社会対話を重ねる～

〈特集〉「令和」の社会保障を考える

- ・「日本の医療・社会保障を語る」連載④
- ・社会保障財源をめぐる根本問題

〈活動報告〉

- ・社会保障の現状と課題～平成の社会保障を総括する～
第13回労働者共済運動研究会 講演再録
- ・2017年度公募委託調査研究 成果報告
- ・2019年度退職準備教育のための「コーディネーター養成講座」開催報告
- ・2019年「中央大学寄附講座」開催報告

〈発刊報告〉

- ・『孤立する都市、つながる街』発刊のご案内
- ・「勤労者の生活意識と協同組合に関する調査報告書<2018年度版>」発刊のご案内

〈書籍紹介〉

- ・井手英策編「リベラルは死なない ー将来不安を解決する設計図」

〈組織紹介〉

- ・労働者協同組合（ワーカーズコープ）



- WELFARE 2019年 No.6 (2019年4月)
- WELFARE 2018年 No.5 (2018年10月)
- WELFARE 2018年 春号 (2018年4月)
- WELFARE 2018年 冬号 (2018年1月)
- WELFARE 2017年 秋号 (2017年10月)
- WELFARE 2017年 夏号 [創刊号] (2017年7月)

各号の詳細は当協会ホームページで
ご紹介していますので、併せてご覧ください。

全労済協会だより

検索

<https://www.zenrosaikyokai.or.jp/library/publication/>

お知らせ

勤労者福祉の向上に資する冊子をめざして
～シンクタンクとしてのメッセージを皆さまへお届けするために～

いつもWELFAREをご愛読いただき、ありがとうございます。

WELFAREは当協会広報誌「Monthly Note」の特別号として、Monthly Noteには掲載しきれない当協会のシンクタンク事業の活動について、詳しい情報をお届けすべく作成してまいりました。

研究会の概要やシンポジウムの概要などに加え、当協会理事長と有識者との対談、一つのテーマについて研究者・実践家の方にさまざまな角度から寄稿いただく「特集」など、多くの方に興味や親しみをもって読んでいただける誌面作りをめざしてきました。

今日、コロナ禍にあって多くの情報がウェブ媒体で発信されるようになったことを踏まえて、当協会もシンクタンク事業の成果や情報発信のあり方について、ウェブ媒体と紙媒体、それぞれの特性を生かした発信方法への整理を検討しています。

これまで以上に勤労者福祉の向上に資する各号のテーマ設定や寄稿のあり方を工夫するなど、誌面の特性を生かした冊子をめざしてまいります。

なお、当協会ホームページからWELFAREの全ページをダウンロードいただける方式は継続いたしますので、引き続き是非ご覧ください。

今後ともWELFAREのご愛読とご意見・ご感想などお寄せいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

WELFARE

2021 Spring / No.10

2021年4月

発行／一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会

発行人／神津 里季生 編集責任者／柳下 伸

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階

TEL：03-5333-5126 (代)

FAX：03-5351-0421

<https://www.zenrosaikyokai.or.jp>

本誌は全労済協会の責任で編集しました。

ウェルフェア
WELFARE
2021 Spring / No.10